第6回 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

日 時 平成15年12月4日(木)午後1時30分開会

場 所 稲沢市民会館小ホ・ル

出 席 者

職名	区分	氏 名	備考
会長	1号委員 (1市2町の長及び助役)	服部 幸道	稲沢市
副会長		友松 隆利	祖父江町
副会長		伊藤 勇夫	平和町
委員		吉川 昭	稲沢市
委員		伊藤 澄也	祖父江町
委員		織田 克己	平和町
委員	2号委員	内藤 和秀	稲沢市
		大河内 明	稲沢市
		野村 英治	祖父江町
		天野 晋	祖父江町
		恒川 宣彦	平和町
		山田 武夫	平和町
委員	3号委員 1市2町の長が選出し た学識経験を有する者	鈴村 清	稲沢市
		塩田 郁夫	稲沢市
		鈴木 恵理子	稲沢市
		山内 孝三	祖父江町
		中村 治男	祖父江町
		片山 柚美子	祖父江町
		山田 勝	平和町
		柴田 隆史	平和町
		堀田 裕美	平和町
委員	4号委員 1市2町の長が協議し て定めた学識経験を有 する者	古池 庸男	共通

議事日程

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名について
- 4 議事

<報告事項>

報告第1号 平成15年度歳出予算の流用について

報告第2号 事務組織及び機構に関する具体的な検討状況について

<協議事項>

協議第1号 合併の方式について 協議第2号 新市の名称について

協議第3号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

協議第4号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

協議第5号 地域審議会の取扱いについて

協議第6号 一般職の職員の身分の取扱いについて

協議第7号 特別職の身分の取扱いについて

協議第8号 条例・規則等の取扱いについて

協議第9号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第10号 使用料・手数料等の取扱いについて

協議第11号 諮問機関等の取扱いについて

協議第12号 補助金・交付金等の取扱いについて

協議第13号 町名・字名の取扱いについて

協議第14号 慣行の取扱いについて

協議第15号 行政区の取扱いについて

協議第16号 公共的団体等の取扱いについて

協議第17号 「平成15年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

補正予算(第1号)」について

<提案事項>

提案第1号 国民健康保険事業の取扱いについて

提案第2号 介護保険事業の取扱いについて

< その他 >

- ・合併協議会開催予定について
- 5 閉 会

事務局(大野紀明 事務局長)

ただいまから、第6回稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会を開催させていただきます。 私は、本日の進行を務めさせていただきます合併協議会事務局長の 大野紀明 でございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ここで、報告を申し上げたいと思いますけれども、本日の会議につきましては、委員の 皆様全員22人出席されており、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第8条第2項 の定足数を満たしておることを申し添えさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、会長でございます 服部 稲沢市長から、ごあいさつ を申し上げます。

会長(服部幸道 稲沢市長)

高い席から失礼申し上げます。

ただいま事務局のほうが申し上げましたように、全員の委員さんにご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

大変お忙しい中、ご苦労さんでございますが、最後までよろしくお願いを申し上げます。 また、委員の皆様方におかれましては、合併協議会の運営に対しまして、並々ならぬご 協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日の議事につきましては、継続協議となっております「合併の方式」、「新市の名称」などの協定項目及び11月5日の第5回協議会に提案させていただきました「一部事務組合」、また、「使用料・手数料」、「諮問機関」、「補助金・交付金」、「町名・字名」、「慣行」、「行政区」、「公共的団体」等の取扱いについて、協議を願うわけでございます。

また、国民健康保険事業や介護保険事業のそれぞれの取扱いにつきまして、新たにご提案させていただき、委員の皆様方のご意見を伺ってまいりたいと考えておるところでございます。

提案を予定いたしておりました「消防団の取扱い」につきましては、現在調整中でございますので、次回の協議会以降に提案させていただきたいと考えております。

前回の協議会におきまして、継続協議といたしました項目と本日協議を願う項目につきましては、いずれも重要な事項でございますので、委員の皆様方の忌憚のないご意見をいただきまして、活発な審議をお願いしたいと申し上げる次第でございます。

簡単ではございますが、私の開会のあいさつとさせていただきます。 どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局(大野紀明 事務局長) ありがとうございました。 それでは、議事に移らせていただきたいと思います。

会議の議長につきましては、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会規約第6条第2項の 規定に基づきまして、会長が務めることとなっております。

以後の議事の取り回しにつきましては、会長にお願いしたいと存じます。

服部会長、よろしくお願い申し上げます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。

はじめに、議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会議運営規程の第7条第3項の規定によりまして、 議事録署名委員は議長が指名することとなっておりますので、今回の議事録署名委員につ きましては、山田武夫 委員、片山柚美子 委員のお二人にお願いをしたいと思いますが、 よろしくお願い申し上げます。

これより、議事に入らせて頂きます。

それでは、報告第1号「平成15年度 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会歳出予算 の流用」について、事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

それでは、報告第1号「平成15年度 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会歳出予算 の流用」につきまして、ご説明申し上げます。

資料1ページをお願いいたします。

平成15年度 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会歳出予算の流用について

平成15年度 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会歳出予算の流用を行ったので、稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会予算決算会計規定第7条の規定により別紙のとおりこれを報告する。

平成15年12月4日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

1枚めくっていただきまして、3ページでございます。

ご説明をさせていただきます。

今回、流用につきましては、3件実施をさせていただきました。

まず、1件目でございます。

平成15年7月18日、11.610円でございます。

下にございますように、流用元2款1項1目12節の役務費から流用先2款1項1目1 4節使用料及び賃借料のところへ11,610円流用したという内容でございます。 これにつきましては、事務局で使っております複写機のリース料が、当初の見積り額に対しまして不足が生じましたので、このように流用をさせていただいたというものでございます。

次に2件目でございます。

平成15年9月4日、流用元でございますが、2款1項1目4節共済費から131,750円、下の2款1項1目12節役務費から133,530円、合計265,280円を流用させていただいたという内容のものでございます。

これにつきましては、協議会で使っております複写機の保守点検という形で予算を組んでおりまして、これにつきましては、保守の点検料が枚数によりまして単価が変わってくるようでございまして、当初 2,000 枚ほど予定をさせていただいておりましたが、10 倍の2 万枚以上の大量の資料が必要ということで、予算的にも不足を生じてきましたので、265,280 円流用したという内容でございます。

次に、3つ目でございます。

平成15年10月14日、32,160円流用いたしました。

これにつきましては、流用元1款1項1目11節需用費から1款1項1目14節の使用 料及び賃借料に流用したものでございます。

これにつきましては、協議会開催の会議の会場につきまして、当初、無料の会場ということで予定をさせていただいておりましたが、会場等の都合で、現在、協議会を開いております市民会館で4回ほど開催するという内容でございました。

当初、会場の使用料等、予算措置をしてございませんでしたので、32,160 円流用をして、 会議等に対応するということでございます。

以上3件の流用につきまして、報告をさせていただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま3件の報告が、終わりました。

ご質問、ご意見がある方につきましては、挙手をされまして、指名を受けられた後に、 市町の名前、氏名を言われてご発言をいただきたいと思います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言する者なし)

よろしゅうございますか。

ご質問もないようでございますので、ただいまの3件の流用につきましては、賛成の方の委員の皆様のご了解を得たものとさせていただいて、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきましては、ご了解を得たものとさせていただきます。 続きまして、報告第2号「事務組織及び機構に関する具体的な検討状況」につきまして、 事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

5ページをお願いいたします。

報告第2号「事務組織及び機構に関する具体的な検討状況」につきまして、ご報告申し上げます。

まず、内容でございます。整備方針の案という形でございます。

まず、1番でございます。

地方自治法第155条第1項の規定に基づき、現祖父江町役場に祖父江支所、現平和町 役場に平和支所を設置する。

特に、ここにございます地方自治法155条第1項の内容でございますが、ここにおきます支所につきましては、いわゆる市町村の事務全般に分掌させるために設ける総合的な出先機関の位置づけという内容でございます。

2番でございます。

合併直後から当面の間、支所の組織、機構については次のとおり整備する。

- (1)現役場の管理部門については、順次本庁に集約(統合)する。
- (2)現役場のサービス部門については、引き続き支所に配置する。
- (3)合併後の業務量の変化や地域住民の利用動向を踏まえて、毎年度、支所の組織を 見直し、段階的に支所の組織機構をスリム化する。

次でございます。

今の内容に基づきまして、横長な表でございます。

「支所の組織・機構検討資料」ということで、左側に10月1日現在の祖父江町の組織 図がございます。

その組織図のところへ「本庁へ」、「一部本庁へ」、それぞれ施設部門という形が書いてございますが、それらの表示のないところが、いわゆるサービス部門、「本庁へ」、「一部本庁へ」と書いてございますところが、管理部門ということで表しております。

従いまして、これを基に右のところで合併時、17年3月1日の時点でございます。 まず、支所長を配置いたします。

支所長につきましては、いわゆる部局の出先の支所長ではございません。

助役直轄の部長という位置づけでございます。

左側の現行の組織図を基に、それぞれ4課を配置いたしまして、課につきましては、課 長または主幹相当を配置するという内容でございます。 左側のそれぞれのサービス部門の関係を、それぞれ仕事ごとにまとめさせていただきまして、4課で12の担当という配置の内容のものでございます。

続きまして、次の内容でございますが、同じような考え方に基づきまして、平和町においても、左側は15年4月1日の組織図でございます。

右側は、合併時17年3月1日の組織図ということで、先ほど申し上げましたように、 管理部門につきましては、集約、一部残る部門もございますが、サービス部門につきましては、すべて残しまして合併時の右側の形にするという内容でございます。

基本的なものにつきましては、祖父江町と同様で支所長を配置いたしまして、4課12 担当を配置するという内容のものでございます。

以上、概略の説明をさせていただきました。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、事務局の報告が終わりました。

これにつきまして、ご質問、ご意見がございましたら、いただきたいと思います。 ご質問ございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

天野 晋 委員(祖父江町)

新たに出された組織図に基づきますと、例えば、本庁へ行く人数。

例えば、祖父江庁舎から本庁に行く、それから、平和庁舎から本庁に行く、この人数が 分かっておれば、教えていただきたい。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

人数等につきましては、今後また、それぞれの角度から協議をいただくという格好でございますが、現状を申し上げますと、祖父江町では全体で184人の職員でございます。

うち施設が 81 人、それとは別に、管理部門が 31 人、サービス部門が 72 人という内訳でございます。

単純に考えますと、このサービス部門に 72 人が張り付くという形になるわけでございますが、これは全体のことも踏まえた中で、今後、協議をされるという内容のものであるというふうに理解をいたしております。

議長(服部幸道 稲沢市長) よろしゅうございますか。 ほかに、ご質問はごさいませんか。

(発言する者なし)

よろしゅうございますか。

ほかにご意見もないようでございますので、報告第2号「事務組織及び機構に関する具体的な検討状況」につきましては、ご了解をいただけるでしょうか。

ご了解いただけたものとさせていただいて、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、了解をいただいたものとさせていただきます。

続きまして、協議事項に移らせていただきます。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

塩田郁夫 委員(稲沢市)

ただいまから、議事に入るわけですね。

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

塩田郁夫 委員(稲沢市)

3号議員としての私たちの悩みがございますので、その点についてちょっとお話をさせていただきたい。

よろしゅうございますか。

議長(服部幸道 稲沢市長)

委員の皆様方、今、3号委員の塩田委員からご発言がありますが、申し出のとおり発言 していただいて、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長(服部幸道 稲沢市長) どうぞ。

塩田郁夫 委員(稲沢市)

実は、11月28日の中日新聞でございますが、尾張版に「住民委員は置き去り」という項目で、このような事項が載っておりました。

たぶん皆さんお読みであったと思いますが、その内容についてちょっと私のほうが説明をしますので、私たちの悩みをひとつもう一度聞いていただきたい。

そう思いますので、よろしくお願いします。

「民意の反映に課題。免罪符。住民代表が入っているから合併は進めてもいいでしょうと、行政が言うための材料にされているだけではないかと思うことがあります。

ところどころ読みますので、文章の切れるところがございます。

「住民委員については、解散までに開かれた7回の全体の会合はもちろん、各小委員会 などの場でも発言することは容易ではなかった」。

それから、情報格差の問題については、「合併後では、協議議題は事前提案の形を採用。 会合で取り扱う内容が1回前の会合で明らかにされ、事務局や町が委員に資料を配付して 説明。それについて意見を述べ合う形。しかし、各町長や町議などの委員と違い、一般市 民にとっては難解な用語や複雑な仕組みなど、議論に加わる土台の段階で乗り越えるハー ドルが多かった。聞き流す場面も」と「住民代表が発言しても、議長は『意見は承った。 では、次の意見を』と聞き流す場合も見られた」。

稲沢市のこの会合ではないと思いますけれども、「町民にとって、合併はいわば死活問題。 客観的な判断ができるのか疑問だが、議会が決める比重が大きすぎると指摘する」。

それから、「合併時に参加した住民代表からは、もうこりごりという声が聞こえてくる」、「合併を進める他の自治体に向けての警鐘でもある」と、実はこういうような、ところどころ読みましたので、分かりにくい点もあったかと思いますが、私たちもこういう行政の問題については非常に未知であり、今までの経験のないことでございますので、いろいろと出てくる中で分からない点が、非常に多いわけです。

それで、でき得れば今日、協議事項が入りますけれども、協議をされる事前においての その前回において定義されるわけですが、そういうときにおいても、別にやはり説明を受 けるような場所をつくっていただくとか、あるいはこういう本会議におきましても、他の 市町村と比較してみて、そしてどうであるかと、高いのか、安いのか、どうかとか、そう いうような点についても、でき得る限り親切に分かるように、納得できるようにご説明を いただければ非常にありがたいと思いますが。

今まで、これで今日6回目を迎えるわけで、何とか分かりかけたというところでございますけれども、今後とも協議を進めていく上においては、そのようなご説明、その他で私

たちの知らない面、そういうことについて、よく分かるようにお話をしていただくよう、 ひとつよろしくお願いしたいと思います。

ご無礼しました。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいまの3号委員さんのご質問、事務局からお答えください。

事務局(大野紀明 事務局長)

今、3号委員の塩田委員さんからお話がございました。

確かに今までは、合併4項目という形で非常に大きな枠組みの中で、議論が進められて きておりました。

専門用語も私ども資料の中には掲げてございますし、これから、実は細かい内容、例えば、本日も国保の税、介護保険料、そんなようなことと主なもの、あるいは詳細にわたるものがあろうかと思いますが、それらのことについては、やはり議論をしていただく上には、必要かと思います。

今まで私ども事務局もバタバタしておりまして、そのような機会がとらえられませんで したけれども、今後につきましては、機会を設けてご説明をさせていただき、ご理解をい ただき、協議会を進めさせていただきたいと思います。

別途そのような勉強会を設けるという形で、お許しが賜りたいと思いますので、よろし くお願い申し上げます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

事務局が申しておりますように、今日までは、基本4項目の調整を進めていただいて、それによりまして、費用の算定等をされて、今、定数やらいろんな問題を調整していただく際に、それぞれ皆さん方に、それから出てくる経費をご説明申し上げて、3号委員さんにも近隣の市町の状況もいろいろなものをお示ししながら、これからまとめていきますこの1市2町の財政状況も評価をしていただいて、協議を進めていかなければならない。

その中で、基本的な項目だけ、市役所の位置と、それらは決めてもらいましたが、議員の数や委員さんの数、それから、まだ今回進めておりません消防団の問題等も基本的なこと、農業委員さんまでは、先だってお話を進めていただいておりまして、今日もさらにお願いをするわけですが、基本的な項目をまとまりますと、後は数値の積算根拠の中で、市町の状況等ご理解をいただきながら、進めさせていただくことになりますので、協議を進めさせていただいて、その中で資料比較等もしていただきながら、委員さんとしてのご判断もいただいていこうという考えでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、ほかにご意見ございませんか。 協議に入らせて、よろしゅうございますか。 (「異議なし」の声あり)

それでは、協議事項に入らせていただきます。 協議事項の「合併の方式」について、お願いを申し上げます。 事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

協議第1号「合併の方式」につきまして、ご説明申し上げます。 資料9ページをお願いいたします。

協議第1号 合併の方式について

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の合併は、『対等の精神』の理念のもと、各市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを互いに尊重し、新たなまちづくりを進め、一体的な発展と住民福祉の向上を目指す『対等合併・編入方式』とする。

法制度上は中島郡祖父江町及び中島郡平和町を廃し、その区域を稲沢市に編入するものとする。

平成15年11月5日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。 以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。

前回の協議会でも、一部皆様にご協議を申し上げて、次の機会に再提案ということで、 お願いをした議案でございます。

委員の皆様方のご質問をいただければ、幸いかと思います。 ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長) どうぞ。

天野 晋 委員(祖父江町)

基本的には前回、差し替え提案になった内容について、同意しているわけですけど、私 ども論議の中で、『対等の精神』とこの考え方についてですね。

例えば一宮市、尾西市、木曽川町の合併、この方式については、基本的に同じような扱いをやっているわけです。

若干違うというのは組織の関係で、尾西市、木曽川町については、分庁方式というような。それで今回、私どもとしては、法に従った支所というような形で組織がつくられる。

ここら辺の見解が、対等の精神はどちらが汲んでいるのかという論議があったものですから、その点不案内なところもありますので、事務局の考え方としてまとまっておれば、 そこら辺をお聞かせ願いたいなと。

基本的には、異議ありません。

議長(服部幸道 稲沢市長)

基本的には異議ないそうでございますが、分庁と支所の精神について、どうぞ。

事務局(大野紀明 事務局長)

今、分庁方式と、支所方式という形でどうなんだと。

一宮市、尾西市、木曽川町が、分庁方式を取っているということでございます。

分庁方式というのは、今の知事庁舎の状態で、それぞれの職員がどう入れようかという のが大きな事でございます。

われわれもいろいろ考えましたけれども、いわゆる住民の皆様方に一番便利になるのは、 どの方法がいいのだと。

例えば、分庁方式にして、建設部が尾西市へ行ったと、そうすると、そこは建設部関係については尾西の方はいいんだけれども、福祉部門が全部一宮市役所へ行ってしまったら、 尾西の人たちは困るであろう。

私どもの基本的な考え方は、そういう形でどこへ持っていっても不便をこうむるようなことではいかんのだと。

したがって、先ほども言いました基本方針の中で、管理部門については住民の方がさほど市庁舎にご用はないであろう。

ただし、保健福祉、その他土木関係については、住民の方がそれぞれの支所で、今まで どおりやっていただくについては、そのサービス機能だけは残したほうが住民のためには いい。

分庁方式にしたとしても、例えば建設部だけ行ってしまったというときに、住民の方々 の住民サービス組織はつくれないかん。

そうしたときに、将来的には困ってしまう。

困られるのは住民だということに視点を置きまして、支所方式で住民サービス機能を支 所で持つというように決めさせていただいたところでございますので、ご理解を賜ります ようにお願い申し上げます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、協議事項の問題につきまして、ほかの委員さんご質問ありませんか。

ご質問もないようでございますので、協議第1号「合併方式」につきましては、原案どおり承認することとして、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

異議なしの声がございますので、承認をしていただいたものとさせていただきます。 続きまして、協議第2号「新市の名称」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

11ページをお願いいたします。

協議第2号「新市の名称」につきまして、ご説明申し上げます。

新市の名称について

新市の名称は、稲沢市とする。

平成15年8月27日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会 会長服部幸道。

この新市の名称につきましては、稲沢市とするという内容の提案でございますが、委員の皆様から住民の方々から意識を盛り上げるため、この合併というものに参加をしていただくという観点からも、公募をしたらどうかとのご意見がございました。

事務局のほうでも、先回概略を説明させていただいたわけでございますが、今回、いろいるな角度から検討して整理をさせていただきまして、協議会で協議願うための参考とする名称候補を募集する方法と、その選定方法につきまして、その提案をさせていただくものでございます。

13ページでございますが、資料のほうを......。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、内藤委員。

内藤和秀 委員(稲沢市)

稲沢市の内藤でございます。

このことにつきましては、前回にこの新市名につきましては、稲沢はペンディングにしておくということで、お話を申し上げたわけであります。

今日それを皆様方にお願いし、発表をさせていただこう、こういうふうに思っておる矢 先に、もう既にそういう声がたくさん上がったということだけで、事務局の方、進めてい っていただくというのは、いかがなものかと思うんですが、議長いかがでございますか。

議長(服部幸道 稲沢市長)

前回の会議の中では、公募方式も視野に入れて検討するようにという宿題を事務局に投 げかけられたというふうに理解しておりますが、委員の皆様方、どのように、事務局はま た、どのように取り進めておるところか。

そこら辺の説明をしてください。

事務局(大野紀明 事務局長)

新市の名称につきまして、これは過去2回の協議会でどのように扱いましょう、住民参加を視野に入れるべきだという話は、前々回から出ておりまして、前回も出ました。

その折に、新市の名称について決めていくのに公募でどうだというお話がございました。 事務局で最後に私がお話をさせていただきましたのは、公募の方法もありましょうし、 アンケート方式もありましょうし、いろんな形の中で検討をして、ある一つのご提案をさ せていただきたい。

検討の資料を出させていただきたいということで、終わっておったと、私は理解をして おります。

本日、公募という意見、住民参加という意見、そういうことも含めて、公募についてこういう形で案としてお示しさせていただいて、皆様方にお話をさせていただくといいのではないかということで、このように新市の名称の決定を案としてお示し申し上げましたので、よろしくお願いをしたいと存じます。

内藤和秀 委員(稲沢市)

私は、決してあれするわけではないんですが、前回には幹事会の提案の「新市の名称は、稲沢市とする」と、こういうことについて、産業界の皆様方とか、いろいろとお話もあり、また、市のほうの 10 万市民の住所変更をするというのも、大変なお金のかかる話だということから、先回のときには、確かに祖父江町さん、平和町さんは、また 2 号、 3 号委員の皆様方からも公募のほうがいいんではないかというようなお話でありましたが、稲沢市としては、まだペンディングにしておくということでありました。

それは、私が間違っておるかもしれませんが、私はそのように理解をいたしております。

そして、前へ進めるために申し上げますが、私どもも、かえって私の論法で言わせていただきますが、先だってのときにこういう話が非常に多く出ていたと、だから、幹事会でもって「新市の名称は、稲沢市とする」というようなことに、協議第2号は出ておるけれども、皆さん方のご意見が非常に公募のほうが強いということであったんで、いろいろとかえって皆さん方と相談をして、そういうことであれば、確かに市民の関心を呼び起こすためにも、また、持ってもらうためにも、方法についてはいろいろあるけれども、公募という方向で結構じゃないかということで、私のほうの結論も今日申し上げようと、こう思ってきておるんでありますから、結果は同じでありますけれども、ひとつそのように理解をしていただきたいと思います。

結果は一緒でございますので、皆さんにご異議なければ、その方向で公募としたらこんな方法がありますよと、事務局提案を出していただくのは、まことに結構だと思っておりますので、その辺のところをどうかひとつ、履き違えないようにお願いを申し上げたいと思うのです。

以上です。よろしくお願いします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

委員の皆様方、お聞きのとおりでございます。

2号委員の稲沢の内藤委員さんからは、そのようにご発言をいただき、先回からこの問題は、ご審議をいただいておるところでございます。

あらためて委員の皆様方にお諮りを申し上げますが、ただいまのように名称問題につきましては、今、提案をしております公募方式についてご同意、ご賛成がいただけるかどうか、また、稲沢の内藤委員さんからご発言がありました趣旨は、理解していただいた上で、公募方式をということで進めさせていただきたいと思いますが、委員の皆様方、それでよろしゅうございますか。

では、今話題としております公募の方式につきましては、今、事務局が説明を申し上げましたように進めさせていただく上につきまして、何かご意見いただければ、ご質問いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

一応、公募という形で説明させていただけるという形でございますので、13ページ以降につきまして、議長、ご説明させていただきますが、よろしいでしょうか。

議長(服部幸道 稲沢市長)はい、どうぞ。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

それでは、申し訳ございません。13ページをお願いいたします。

新市の名称の決定方法案でございます。概要でございます。

1市2町、稲沢市、祖父江町、平和町の住民生活に密接に関連する新市の名称については、1市2町の住民を対象として稲沢市、祖父江町、平和町の名称をはじめ、新市の名称として相応しい名称を公募の上、協議会において応募された名称の中から決定するという内容が概要でございます。

スケジュールでございます。

これにつきましても、公募したらこういうスケジュールになるということにつきまして は、先回もお話をさせていただきました。

だいたい基本的には、お話をさせていただいた内容のスケジュールでございます。

本日、この12月4日、この協議会の場において、新市名の公募を行うということを決定いただきますと、もう明日には記者発表いたしまして、すぐに『協議会だより』を発行させていただくという段取りになっております。

『協議会だより』の中に、はがきをそれぞれ印刷いたしまして、それを応募用紙とする という内容でございます。

これにつきましては、1月9日の第7回の合併協議会、いわゆる応募票数の上位5位を 新市名の候補として報告をさせていただきまして、この候補のうちから、新市名を決定い ただくという案でございます。

日程的につきましては、この1月9日のところで決めていただければ、今後のスケジュール等につきましては、事務局のほうでは対応できると考えております。

以下、31日が第8回合併協議会、もし継続協議とされた場合の予備日ということで、ここがいわゆるデッドラインというような日程か、というふうに存じ上げております。 2月につきましては、祖父江町議会議員の一般選挙、3月13日は9回の合併協議会、3月中旬以降につきましては、住民説明会に入るという日程でございます。

続きまして、新市の名称の公募の実施の要領でございます。

まず、1番でございます。

応募資格、1市2町にお住まいの方、ただし、1世帯あたり1件の応募とするという内容でございます。

(2)応募方法、先ほど申し上げました『協議会だより』刷り込みの専用はがきを使用していただきます。

なお、郵送料につきましては、受取人負担という格好で協議会で負担をいたします。 周知方法につきましては、『協議会だより』、ホームページ等を活用して、さらには、報 道関係等を利用いたしまして、周知徹底を図っていきたいと考えております。

次に、応募はがきに記載をしていただく内容でございます。

ひとつには「新市の名称」、次には「それを名称とする理由」、「住所、氏名、年齢、電話番号」等の記載をお願いするものでございます。

続きまして、14ページでございます。

締め切りでございます。

平成15年度12月25日必着という内容でございます。

スケジュールから申し上げますと、ここで承認をいただければ、すぐ印刷の方の態勢を取りまして、9日にそれぞれの市町の『協議会だより』を配付されるところにお届けします。

それらを含めて、13、14日、土日あたりには、末端の各世帯まで届くというふうに 推測をいたします。

それを計算させていただきますと、おおよそ各家庭、ご家族で1週間から10日ほど考えていただく時間がございます。

それで投函をいただければ、12月25日には着くというような推定でございます。 6番でございます。

応募条件、 番、1市2町の名称をはじめ常用漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記された読み書きが容易な名称であること。

番、公序良俗に反する名称、また一般常識上において不適切と思われる名称でないこと。

番、知的所有権に抵触しない名称であるということ。

この知的所有権につきましては、著作権とか商標権などが、この知的所有権というふう に言われております。

次に、全国の他の市と同じ表記でないということでございます。

次に、7番の選考基準でございます。

まず、番でございます。

現在の1市2町の名称、稲沢市、祖父江町、平和町も含め、1市2町の住民に親しまれている名称。

番といたしまして、1市2町の歴史的由来、文化、特徴、地理的特性を表現した名称。 番といたしまして、新市の知名度の向上が期待でき、対外的にアピールできる名称。

番といたしまして、新市のまちづくりの理念や願いを表した名称というふうに選考の 基準といたしております。

次に、8番といたしまして、応募に際して留意をしていただきたい事項といたしまして、 まず一つには、1件1名称の応募であるということでございます。

1枚の応募はがきの中に複数の名称を記載をされたものにつきましては、無効とさせていただくという内容でございます。

二つ目には、応募された名称に関する一切の権利につきましては、協議会に帰属をする

という内容でございます。

三つ目といたしまして、応募された名称をそのまま採用することが困難な場合には、必要に応じまして、協議会が議案の趣旨を損なわない範囲で捕捉することができるという内容でございます。

次に、新市の名称の決定の要領でございます。

新市の名称候補の選定、いわゆる予備選考でございます。

同一の名称に関する応募が多いものから、5位までの名称を協議会における協議の対象とする名称候補として選定し、平成16年1月9日開催予定の第7回協議会に報告をするという内容でございます。

なお、応募された名称の集計につきましては、各市町の1号委員さんにつきましては、 立ち会っていただくという内容でございます。

次に、非常に重要な部分でございます。

新市の名称の決定、最終選考でございます。

協議会は第7回協議会に報告された名称候補について、協議の上、新市の名称を決定する。

なお、この決定にあたって応募された名称ごとの応募点数は、影響を及ぼさないものと するという内容の新市の名称決定方法の案でございます。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、事務局の案を説明させていただきました。

この内容につきまして、また委員の皆さん方からご指摘をいただいたり、この点はどうだというご意見がございましたら、頂戴してまいりたいと思います。

ご質疑、ご質問はございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

どうぞ。

天野 晋 委員(祖父江町)

選考基準の中で、例えば記載事項ですね。

省略可となっている以外で、例えば不備があっても、ある程度のところでは取り上げていただく考え方はあるのか、やはりきちっとなってないといけないと。

氏名、住所、新市の名称、この三つだけは、確実にという意味になるわけですか。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

はい、当然応募いただく厳正ということを期すからも、その要件を揃えていただくという内容でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしゅうございますか。

ほかに、この際、皆さん方からこうしたこともということがございましたら、頂戴いた したいと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

野村英治 委員(祖父江町)

この案で結構でありますが、上位から 5 位までというものを選考されるわけですが、少数意見については、この協議会のほうには発表はされますでしょうか。

議長(服部幸道 稲沢市長)

協議会、細部の詳細。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

5 位以内のものを発表させていただいて、それ以外につきましては、発表しないという 予定でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

委員さん方にも、そうすると、細かい発表はするんでしょう。

一応、報告はするんでしょう。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

もちろん、トータル的なもの、何件が来て、5位までがこういう内訳は申し上げますが、 それ以下については、細かいものについてご報告は、件数については、もちろん報告させ ていただきます。

後の報告につきましては、報告は5位以内のものにさせていただくという内容のもので ございます。 議長(服部幸道 稲沢市長)

その他何件という程度ですか。

はい、よろしゅうございますか。

ほかにございませんか、3号委員さん、特によろしゅうございますか。

ほかにご意見もないようでございますが、新市の名称につきましては、ただいまお諮りを申し上げたとおり進めさせていただきたいと考えますが、委員の皆さん方のご承認をいただけますか。

ご承認、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

はい、ではご承認していただいたこととさせていただきます。

まことにありがとうございました。

続きまして、協議第3号「議会議員の定数及び任期の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

協議第3号「議会議員の定数及び任期の取扱い」について、ご説明申し上げます。 資料15ページをお願いいたします。

協議第3号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

中島郡祖父江町及び中島郡平和町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、稲沢市の議会の議員の残任期間に限り、引き続き稲沢市の議会の議員として在任するものとする。

平成15年11月5日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。 以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、委員の皆様方のご質疑がございましたら、頂戴いたしたいと思います。

3号委員の皆さん方、よろしゅうございますか。

ほかの委員さん方、いいですか、ご質問あったらどうぞ。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

山内孝三 委員(祖父江町)

この「議会議員の定数及び任期の取扱い」につきましては、在任特例を使うということでよろしいですね。

議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

山内孝三 委員(祖父江町)

それでは、2点ほど質問させていただきます。

在任特例を選択するということですが、協議会の資料の中には、合併後の議員の報酬はどうなるのか。

それからもう1点、合併後の1回目の選挙はどのような形になっていくのか。

第1回目の選挙のやり方ですね、それが明らかにされておりませんが、このような案件につきましては、この協議会でこれから協議されるのか。

もし、協議されるとするならば、いつされるのか、お尋ねをいたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

報酬のあり方、次回の議員の選挙のあり方についてのご質問でございます。 事務局どうぞ。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

まず、最初に議員の報酬の関係でございますが、議員の報酬を含みます非常勤、特別職の報酬の関係につきましては、協議第7号にございますが、特別職の身分の取扱いについて、前回方向付けをいただいたとおり、いわゆる合併協議会で承認をされた調整内容に基づき、合併時に調整をするという内容でございます。

従いまして、議員の報酬につきましても、協議会で一定の方向付けをしていただければ、 その内容に沿うということになります。

次に、いわゆる合併後、最初の選挙の関係の取扱いでございます。

ここに提案をさせていただいておる内容につきましては、いわゆる議員の定数につきま しては、原則、地方自治法 9 1 条の規定に基づきます。

新市においては、34人以内で条例で定数を定めるという形になろうか、という内容で ございます。 現時点での提案の趣旨につきましては、合併時においては、先ほどもお話がございましたように、在任特例を適用していただくわけでございますが、19年9月任期満了によります一般選挙におきましては、先ほど申し上げましたように、いわゆる地方自治法の原則に戻り、34人以内で定めた条例定数で選挙いただく内容かと理解をいたしております。

以上、2点ご報告させていただきました。

議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしゅうございますか。

報酬の問題は、また別の機会にお願いをするということですね、7号であるの。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

違います。

この案件はこの案件で、もちろん結論を出していただくのですが、報酬の関係につきましても一応ご議論をいただきまして、その方向付けがされましたら、その方向付けに従って対応していくという内容の意味でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ここの委員会に諮られるということですか。

事務局(大野紀明 事務局長)

今のご質問の件ですけれども、在任特例を使うかというお話で、在任特例で提案内容になってございます。

今、事務局次長のほうから話しましたのは、報酬は別書きでもあります。

その他報酬全部ありますけれども、本件についての話ですが、例えば、議員の報酬額は どうするんだと、これは選択肢としては、二つあると思うんです。

一つは稲沢市の議会議員の報酬に全部、60人が合わせる方法。

それから、もう一つは、今までの稲沢市の議員の報酬は報酬、祖父江町の議員の報酬は 報酬、平和町の議員の報酬は報酬、そのどちらかを取るかということだと思うのです。

あと第1回目の議員の定数については、どうするんだということでございますが、合併協議会で定めますのは、いわゆる第1回目について、編入のときについては、もう一度特例が使えますよと、その特例はどういう特例かと言いますと、定数特例といって、法律で定める以外にそれを上回った議員の数でしましょうよ、という制約があるわけですね。

この件については、在任特例60人使って、さらに次の選挙も使うかということについて、どうだろうかということについてのご議論だと思いますので、それがもし使うということになれば、この法定協議会で決めていただかなければなりませんし、34人の法律に

基づく34人以内であれば、それは次の60人の議員の皆様方が決められる。

そこのところが、若干違うと思いますので、これについては、在任特例をやる。

先回のときに、60人という答えが出ていますので、ここについては今、山内委員さんからご質問がありましたように、議員の報酬額は稲沢市に習うのか、祖父江町、平和町それぞれの報酬でいくのか、その辺について決めていただくと、事務局としては非常にありがたいと、このように思っております。

議長(服部幸道 稲沢市長) よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長) はい、どうぞ。

内藤和秀 委員(稲沢市)

3号委員の皆さんは、大変分かりにくいかと思いますけれども、私どもとしては在任特例を一応、お認めをいただきました。

ということは、平たく言えば、稲沢市の議員の任期に合わせて市も含めて、60人でいくということであります。

私どもも在任特例をということで提案を申し上げ、それで決めていただいたのでありますが、そのほかに今、説明がありましたように、私が説明する必要がないんですが、議員の立場として説明をあれですが、定数特例というのがあるわけであります。

在任特例を使って当初60人でいくよということでありますので、定数特例までは、われわれ稲沢としては、今のところは考えてないということでございます。

ということは、先ほど事務局から話がありましたように、法定数34人でありますので、 それ以内でいくと。

それは、34人であってもよろしいし、以下でもいいわけでありますが、34人を超えるわけにはまいらん。

これはご承知だと思いますが、34人の法定数で、とりあえずいこうというような考え 方で、私どもは思っております。

ほかのまた、2号議員さんのご意見もあろうかと思いますので、またお聞きいただければ結構だと思うんですが、報酬につきましては、稲沢市としては差し控えをさせていただきたい。

稲沢市としては、差し控えていただきたいというふうに思っております。

三つの点がこの中に含まれておるわけでありますので、発言をさせていただきました。 以上です。ありがとうございました。

議長(服部幸道 稲沢市長)

事務局、説明資料、裏についておる部分の説明はいいですか。

ご理解していただけましたか。ご質問の.....。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

鈴木恵理子 委員(稲沢市)

今の内藤先生のご意見というのは、稲沢市の議員の方、皆さんの意見として受け止めて よろしいのでしょうか。

それか、ここにお見えになっている祖父江町、平和町の代表の方とお話をされた意見なのか、稲沢市議員さんの全員の意見なのか。

内藤和秀 委員(稲沢市)

まず、一つは稲沢市の2号議員として出てきておりますので、稲沢市の代表の2号議員として発言をさせていただきました。

しかし、祖父江さん、平和さん、それぞれ2号議員さんがおみえでございますから、そのことについては、触れさせていただいておりません。

以上であります。

議長(服部幸道 稲沢市長)

野村委員、何かご意見ありますか。

野村英治 委員(祖父江町)

その件につきましては、われわれ皆さんご存知のように、来年の2月がわれわれの改選のときであります。

ですから、まだまだ先のことについては、話し合いもしておりません。

しかしながら、今回、在任特例を行うということは、合併の方式が決まった時点で了解 をいただいた件であります。

ですが、定数の特例については、われわれ出席している私の考えでありますが、これは

祖父江町の考えではありませんので、そういうことでお話をさせていただくと、今、稲沢市の議長が言われましたように、法定内の範囲で行われるべきではないかと、私は思っています。

議長(服部幸道 稲沢市長)

平和町の議長は先回のときに、きちっと在任特例の見解を示してみえましたので、お分かりのことかと思いますが、さらにご意見ありましたらどうぞ。

恒川宣彦 委員(平和町)

今まで、5回にわたっていろいろと私の私見、考え方を述べさせていただいたんですが、 3号委員さんとちょっと立場が違うわけで、私ども代表者として来ておる。

責任持ってうちへ帰るということで、各議員さんによく説明をして、ご理解をしていた だかなきゃならんという、そうした辛い立場もひとつ考えていただきたい。

しかし、ここで決まったことについては、皆さん方にご説明してご理解を頂戴するよう に、話は進めております。

以上です。

議長(服部幸道 稲沢市長) ありがとうございました。 ほかに、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

山内孝三 委員(祖父江町)

そうしますと、このままでいきますと、報酬は稲沢市の市会議員に合わせるということですか。

議長(服部幸道 稲沢市長)

在任特例をお願いして、方式の話ですね。

山内孝三 委員(祖父江町)

いや、報酬ですけど。

議長(服部幸道 稲沢市長)

報酬はまだ、これからの話で、その積み上げの中で協議を進めていかなければいけない ことになります。

すべての問題も、そういうこともございます。

市の場合、それぞれ報酬審議会等もございまして、委員や首長、またそうした委員の皆さん方もそれぞれかかわっていただいて、報酬審の中で、今日が定められておりますので、これらの取り扱いは、また、関係市町が協議をする中で進めていかなければいけないことになると思います。

これもまた、委員さん方の.....、この問題について事務局、ご意見ありましたらどうぞ。

委員(吉川 昭 稲沢市助役)

協議第3号については、この場で議会議員の定数及び任期の取扱いについてということでございますので、ここで残任期間を適用するかどうかということを、この間の場合には提案ですので、ここではっきりと決めていただくということですので、そのようにお取り計らいをお願いしたい。

それから、今、3号委員の山内委員さんから報酬の話が、ときたま出たんですけれども、この3号とは別になるんですけれども、私の意見としては、合併をなぜするかという問題は、非常に財政が厳しいのでやっていけないので、スリム化にするために合併をするという基本ですので、そういう基本からわきまえれば、各議員さんの報酬を稲沢市に合わせるのか、今までどおり各市町の報酬でいくかということは、それが、住民の理解が得られるような方法しかないと思います。

ここで議論というのは、ちょっと私も差し控えさせていただきますけれども、それが、 やっぱりスリム化によってできるということですので、この場合ちょっと違いますけれど も、まず、協議の最後について、「議会議員の定数及び任期の取扱い」については、残任期 間を適用するかどうかだけをきちっとお諮りいただいて、決めていただいたらいかがでしょうか。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ご質問の中に報酬の問題まで波及しましたので、若干時間を取りましたが、この議題の 主旨のように、在任特例をするかしないかのご意見の集約をさせていただきたいと思いま すので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長) はい。

天野 晋 委員(祖父江町)

確かに、形では在任特例をどういうふうに使うかという論議になると思います。

報酬の問題については、別の問題であるというふうなとらえ方をされますけど、やはり3号委員の皆さん、住民代表の皆さんから見れば、それはセットで物事を見ないと判断にならないという可能性というのも十分ありますので、私どもとしては、私自身の考え方としては、在任特例まで使って、報酬も現在、祖父江町でいただいている報酬以上にいただく、そういう虫のいい話はできないと、このように考えておりますので、報酬についても一定の考え方を決めていただきたいと。

そうしないと、住民代表の方については判断がしかねるかと、かように考えますが、よ ろしくお願いします。

委員(吉川 昭 稲沢市助役)

暫時休憩をお諮り願いたいと思います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいまの問題は、ちょっと調整をさせていただきたいと思いますので、暫時休憩をお 願い申し上げます。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長(服部幸道 稲沢市長)

休憩前に引き続き、会議をお願いいたします。

ただいま協議事項となっております在任特例60の問題と、それから、報酬につきまして、それぞれの議長さんからご意見をいただければ幸いかと思います。

稲沢市の内藤委員、よろしゅうございますか。

内藤和秀 委員(稲沢市)

だから、先ほど申し上げましたように、在任特例はいいですね。 報酬については、私からコメントは、差し控えさせていただきます。

恒川宣彦 委員(平和町)

今、在任特例の中で議員報酬の問題を言われておるわけですけど、平和町の場合、すべての議員さんそうだと思いますが、常識をもって対応するということは、当然のことだと思っております。

そういう中で、私どもの町の議会活動の延長ということで、当然、歳費は町でいただい ておる歳費で、私はいいとは思います。

しかし、これも一応、下がって皆さん方に協議をせないかんということですが、この中で全体的にそれならいいということになれば、先ほど申しましたように、その方向付けで皆さん方にご了解をしていただくということでございます。

しかし、この問題等々につきましては、私どもに直接関係することでありますので、3 号委員さんの方のご意見をよく拝聴していきたいと思っております。

しかし、先ほど申しましたように、やはり常識を持った立派な議員さんばっかりですので、平和町の場合はそういう延長線で話が理解していただけるだろうというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

野村英治 委員(祖父江町)

基本的にはやはり平和さんと同じように、当然、在任特例を使わせていただくものですから、今の祖父江町の議員は祖父江町の報酬と、そういう関係でやらせていただきたいと。

そして、このことについては求められておりませんが、先ほども申しましたように、その後の選挙につきましては、法定内の特例を使わない方法で選挙を行うということで、ご理解をしていくということでやっておりますので、よろしくお願いいたします。

内藤和秀 委員(稲沢市)

私、早とちりをしておったようでございます。

稲沢としましては、私ども今現在の報酬を踏襲させていただきたい、このように思って おります。

今、祖父江町、平和町さんからは、それぞれお話がありましたので、稲沢市のことだけ 申し上げて、今までどおりということでお願いをしていきたい。

このように思っておりますので、よろしくお願いします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

3号委員の山内さん、先ほどの在任特例60と、それから報酬の問題については、ご理解いただけましたか。

塩田郁夫 委員(稲沢市)

ただいまも2号委員の皆さんからご意見を頂戴したんですが、3号委員の皆さんのご意見としては、一応、現在の報酬を上回らないと、総額において。

総額、その中の内訳はとやかく言いませんが、現在払われている総額よりも上回らない ということで、意見が一致しましたので、よろしくお願いします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ご意見、ただいま塩田委員さんからお話がありましたように、ご意見を頂戴する中で進めてまいりたいと思っております。

今、議題となっております60の在任特例と、報酬の問題については、お認めをいただけたということにさせていただいて、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

ただいま議題となっております定数特例につきましては、そのように在任特例をお願い していくということで、お願いを申し上げます。

何か、事務局。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

先ほど、お決めいただきました。

事務局のほうから確認をさせていただきます。

先ほど決めていただいた内容は、いわゆる合併後の最初の選挙の定数特例は使わない。 それから、報酬につきましては、議会議員の報酬については合併前の例による、いわゆ る現在の報酬ということで確認をさせていただきます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

委員の皆様方、よろしゅうございますか。

定数特例も使わないということですが、よろしゅうございますか。

恒川宣彦 委員(平和町)

今、報酬まで整理ができたというふうに認知をしておりますが、在任特例、議員定数の

問題につきましては、次に小選挙区でやるのか、大選挙区でやるのか、そのことによって 法定以上の定数になるやも分からないもんですから、これはもう一遍持ち帰って、同僚議 員さんとご相談申し上げて進めたいと、私、平和町としては思っております。

祖父江町や稲沢市は、どう思っていますか知りませんが。

議長(服部幸道 稲沢市長)

祖父江町さん、次の選挙のときの定数特例はなくてもいいという、先ほどご発言のようだったが、そのように。

野村英治 委員(祖父江町)

その問題について、今日どうしても決めなくてはならないでしょうか。

議長(服部幸道 稲沢市長)

いや、たまたま3号委員さんから、そういうご質問がありまして。

野村英治 委員(祖父江町)

といいますのは、先ほど初めに申しましたように、まだこれについては議論をしておりませんので、私の考えとして、先ほどお話をさせていただいたと、前置きをしたものですから。

議長(服部幸道 稲沢市長)

分かりました。

それでは、稲沢の委員さんよろしゅうございますか、次の協議事項にさせていただくと。 定数特例の問題につきましては、3号委員さん、次の協議会のときの協議事項とさせて いただくということで、事務局、いいですか。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

はい、今のご論議の中で定数特例につきましては、お持ち帰りということで、確認をさせていただきました。

報酬につきましては、確認をさせていただいたとおり、現行の報酬ということで確認を させていただきます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

それでは、在任特例、それから報酬の問題につきましては、ただいま事務局が集約させていただいたとおり、進めさせていただきますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

どうぞ。

鈴木恵理子 委員(稲沢市)

報酬についてです。

現状のままというわけではないですね。

まだこれから、それより少し下がるとか、その辺は検討されるんですね。

それを越えないというだけであって、それはまた後で決められる、議員さんたちで決められることですね、そのようにもう、分かりました。

住民としては、そこら辺は結構、大事な部分ですので、きちっとこの金額でというのと、 それを越えないというのとでは、また少し違うと思いますので、その辺だけ確認したかっ たんですけれども。

委員(吉川 昭 稲沢市助役)

報酬については、これは報酬審もあって見直すこともありますので、それでというふう に理解をしていただきたいと思います。

ということは、今は職員の給料も下がっておりますので、稲沢市の場合でいうと、来年度は報酬審にかけて、議会の議員ではなしに特別職その他の審議会の委員のすべても報酬審にかけていきますので、上がるという可能性はないと思いますけれども、その審議会によっての決定に従っていきたいと思いますので、その点については、上がるとか上がらんではなしに、今、現在は先ほどから話があったように、現在の報酬をということで理解をしていただいて、上がる、上がらんというのは報酬審の関係もありますので、それはご容赦願いたいと思います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしゅうございますか。

それでは、ただいま話題となっております事務局が確認させていただいたとおり、協議第3号「議会議員の定数及び任期の取扱い」につきましては、ご承認をいただいたものとさせていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

はい、ありがとうございました。

承認をしていただいたと確認をさせていただきます。

続きまして、協議第4号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」につきまして、事 務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

協議第4号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

25ページをお願いいたします。

協議第4号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

- 1 中島郡祖父江町及び中島郡平和町の農業委員会は、稲沢市の農業委員会に統合するものとする。
- 2 中島郡祖父江町及び中島郡平和町の農業委員会の委員で選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、稲沢市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き稲沢市の農業委員会の委員として在任するものとする。

平成15年11月5日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

この案件につきましては、先回の協議会でおおむね方向付けはしていただいたわけでございますが、ただ、農業委員さんの中で、祖父江町、平和町の選挙による委員さんにつきまして、在任をしていただく方法がないかというお話があったわけでございますが......。

(発言する者あり)

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

選挙による農業委員さんの在任についてでございますが、事務局のほうでいろいろ研究 調査をさせていただきましたが、議会推薦による委員さんの在任については、方法がござ いませんでしたので、併せて報告をさせていただきます。

議会推薦委員、もう一度確認をさせていただきます、議会推薦委員の在任でございます。 以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま事務局が、説明したとおりでございます。

これに対しまして、ご質疑、ご質問のある方は、ご頂戴をいたしたいと思いますが、質問はありませんか。

農協推薦は、どうなっておるということです。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

農協推薦のほうも、先ほど申し上げました議会推薦のほうと同じような取扱いでございますので、在任していただく方法につきましては、残念ながら見つけることができませんでした。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

山田 勝 委員(平和町)

この条例についてはご異議ございませんが、報酬については現状でお願いしたいという ことで、附則として入れて欲しいとおもいますが、いかがでしょうか。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

この農業委員会委員さんの報酬につきましては、稲沢の農業委員会委員が生きて、特例でいわゆる祖父江町、平和町の選挙による委員が在任をしていただくという内容でございますので、基本的にはここに掲げさせていただいております28ページ、稲沢市のそれらにつきましても、ここのところでご意見をご協議いただいた中で、ご検討いただきたいと思います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

今、それでは改めてこの表の説明してくれるの。

もうお手元にお示しがされておりますように、各市町の委員さんの額は差がありますが。

事務局(大野紀明 事務局長)

資料28ページのところに、今、ご質問の報酬額がそれぞれ掲げてございます。

28ページを見ていただきますと、稲沢市の農業委員の報酬を掲げてございます。

祖父江町は祖父江町で掲げてございますし、平和町は平和町で掲げておる。

これらについては、先ほど山田委員さんからお話がございましたように、それぞれの現 状の報酬額ではどうだというお話でございます。

先ほど議員の報酬について、在任特例を使うからという形で、それぞれの報酬になって ございます。

それで、この農業委員さんにつきましても、公職選挙法によって選ばれた委員さんの在 任特例でございますので、その辺も兼ね合わせて委員の皆さん、この協議会の中で、お話 をしていただいて、ご決定をいただければありがたいと思っております。

天野 晋 委員(祖父江町)

確認させていただきますけど、結局、在任特例が使えなくて残らないというのが、祖父 江町、平和町の議会推薦委員、農協推薦委員の12名ということで、もちろん稲沢市の議 会推薦委員、農協推薦委員は当然のこととして残ると、こういうことでありますね。

そういうことで、そういう範囲の中で、報酬についても一定のこれも議会議員の報酬と同じことだと思うんですけど、全体的な農業委員の報酬総額、これを上回ることのないような取扱いをしていただければ、私は結構かと存じます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ほかにご意見ございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

内藤和秀 委員(稲沢市)

今、お話がありましたように、在任特例を使っていくということでありますので、大野さんからも説明がありましたように、やはりこれは今までの報酬でお願いをしていくのが筋ではないかというふうに、私も意見を申し述べたいと思っております。

以上であります。

議長(服部幸道 稲沢市長)

3号委員さん、何かご意見ありましたら、頂戴したいと思います。

この今の28ページのように、それぞれの市町にまだ、会長さん、それは残るの、残らないんでしょう。

この表が示しているとおり、委員さんの問題だけですか。

事務局(大野紀明 事務局長)

在任特例といいまして、ここの28ページに掲げてございますように、いわゆる農業委員会というのは1本になるということなんですね。

選挙によられる委員さんと、稲沢市、祖父江町、議会推薦の委員さんは残られる。

その中で、会長さんは1人、職務代理は1人、組織は一つでございますので、会長さん

が複数みえるということについては、あたりませんので、会長1人、職務代理1人、それで、委員さんの数だけ増えるということで、祖父江町、平和町の会長、職務代理者は、なくなっていくということでございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

今、そうしたら、3号委員さんからご質問がありますように、委員の報酬は祖父江町の場合は10,742円、平和町の場合は10,600円、稲沢市の場合は22,000円ということで、ご理解をしていただくわけですね。

3号委員の皆さん方、ご理解いただけましたか。

それでは、そのように進めさせていただいてよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

どうぞ。

恒川宣彦 委員(平和町)

最初に難問を決めたように、合併方式として新市の計画ですか、誰ぞや言っていた、あまり難しいで......。

一応、合併ということについて、皆さん痛みを分かち合うということで、対等の精神で 編入合併ということが決まったわけです。

これは祖父江町も平和町も選挙上、選挙で選ばれる方と、推薦ということで、先般うちの町長もお話されたんですが、どうせ傷みを分けるなら、稲沢市も推薦された人は辞めていただいて、両方辞めるということで、一遍、話し合いをしていただけんですか。

稲沢さんだけ残って、平和、祖父江は切ってしまうということになると、これは皆さんがそれでない、稲沢市は推薦は認めると、祖父江、平和は認めんということになると、どうもうちのほうへ行って......。

選挙区の小さいところを推薦にしてあるわけですね。

選挙があったときに非常に難しいと、そういう配慮がしてあるものですから、うちのほうも、こういう法律上編入の場合はできないという説明を当然せないかんし、その中で、 稲沢さんのほうもこの際、ちょっと減らかせんかということはできんですか。

議長(服部幸道 稲沢市長)

編入方式を採用すると、そういう形になる。

議員さんだけは、編入方式でいいですよ、農業委員さんはいけませんよというあれには

ならないと思いますが、事務局そこら辺の検討は、踏まえてそうした結論を出された。

環境・経済部会会長(斉場一雄 稲沢市経済環境部長)

農業委員会の議会推薦及び農協推薦の委員によります、ただいま申されました意見につきましては、編入する市、編入される市の大原則がございますので、法的には無理かと考えております。

以上でございます。

恒川宣彦 委員(平和町)

もっと真摯な気持ちで上層部と相談したら、だから、僕らからいわせれば、稲沢市の推 薦の人の辞表をもらってくればいい。

簡単なことだよ、法律上でやってきておるんだから。

それは、あんたがやれるようだったら、それはそれでいいです。

合併の擦り合わせでも、全部そういうことだよ。

だから、紳士の協定でやりましょうということではないか。

あなたのところの稲沢市の農業委員さんに議会推薦、辞表を出してもらえばいいだろう。 欠員でやれるからいい、そういう方法もあるということを言っておる、そうではないか。

議長(服部幸道 稲沢市長)

こうしたときに、県の尾張の所長さんも入っておっていただけるので、ご指導いただければ幸いかと思いますが、ひとつよろしくお願いします。

基本的には編入方式で決めておいて、議員さんはいいが、農業委員はいけませんよという部分は、やはり編入という方式を構える以上、その制度に乗って進めていくのが、われわれのこの合併協議会の立場だと思うんですが、どうでしょう。

何かありますか。

恒川宣彦 委員(平和町)

2号委員からそういう意見が出たということで、議事録に載せてもらえば、それで結構です。

議長(服部幸道 稲沢市長)

会議録に採用しておいてください。

3号委員さん、よろしゅうございますか。

恒川宣彦 委員(平和町)

頼るところは、そこしかのうなってくる。

議長(服部幸道 稲沢市長)

3号委員さん、それでご理解いただけますか。

それでは、皆様方にお諮りを申し上げます。

ただいま4号議案、議題となっております農業委員の定数及び任期の取扱いにつきましては、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

それでは、そのようにご承認をいただいたものとさせていただきます。

続きまして、協議第5号「地域審議会の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

35ページをお願いいたします。

協議第5号 地域審議会の取り扱いについて

地域審議会については、とする。

という形になっております。

平成15年10月21日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

現時点では設置する、しないを含めて、白紙の状態の提案という形になっております。 以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま事務局の説明が終わりました。

この地域審議会の問題につきまして、委員の皆様方のご意見。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

内藤和秀 委員(稲沢市)

先だってもちょっとお話はしたと思うのでありますが、地域審議会は稲沢としては、置かない方向で検討をしたいと思っております。

それは、それぞれ市町の事情があるんでしょうけれども、私ども稲沢市においては、区 長会もありますし、また、まちづくりのほうの関係もありますし、たくさんの審議会を持 っておりますので、こういった言い方は悪いけれども、逆に足かせになってしまうのでは ないか、という気もいたしますし、地域審議会は設置しないという方向で、稲沢市は考え ておりますので、ご報告を申し上げます。

以上です。

議長(服部幸道 稲沢市長)

野村委員、何かこれにつきまして、何かご意見、また、天野委員、どちらか。

野村英治 委員(祖父江町)

祖父江町といたしましては、在任特例を使うということでありますが、その後については、やはりきちっとした新市計画が完成するまで、やはり10年間を目途に審議会を置いていただきたいと、そういうことでありますので、よろしくお願いいたします。

天野 晋 委員(祖父江町)

考え方については、うちの議長が申しましたとおりなんですけど、私どもとしては、考え方として、次の通常の選挙、19年9月に実施される通常選挙のときの定数特例とか、選挙方法にも関連するかと思います。

と申しますのは、例えば、選挙区選挙という方式を取られて、定数特例を使うというふうになりますと、祖父江町なり、平和町なりに一定の議員割り当てができる。

こういうふうになりましたら、この新市の計画そのものについて、その人たちを代表として、ものの見方ができるかと思うわけですけど、そうではない34名以下の、全体の全選挙区の選挙ということになりますと、なかなか新しい市の議員であって、その地域を代表するという格好にはならないと、こういう関係から、そういう形が取られるんであったら、やはり審議会は形だけという表現もあるかも分かりませんけど、きちんとしたその地域の計画を審議する機関というのは、やはり置いておいたほうがいいという、先ほどのうちの議長の発言でありますので、よろしくお願いします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

先ほど在任特例で、60人の議員さんをお願いしましたが、そのほかにこういう審議会 を、祖父江町の場合は置いていきたいということで、ご理解してよろしゅうございますか。

野村英治 委員(祖父江町)

在任特例というのは、合併してから何年か、19年までということでありますので、それ以降になりますと、当然、合併した私たちの町は、議員の数が減るということは当然でありますので、そうした場合に、選挙によってはまた変わりますが、それはまだ分かりませんので、基本的にはちゃんとした審議会を置いて、新市計画がきちっといくまでお願いしたいなあと、そういうことで、10年を目途にお願いしたいということでありますので、よろしくお願いいたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

平和町は、この件につきまして。

恒川宣彦 委員(平和町)

ご指名ですので、私は先般、既にお話をさせていただいたと思っておりますが、この在 任特例を認めていただければ、私の町としては必要ないのではないかと。

今日ここでお認め願ったものですから、私どもは地域審議会を必要としないということ で、ご報告申し上げます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

それでは、3号委員さんのご意見も頂戴いたしたいと思いますが、今、ご発言、それぞれ市町の考え方、示しておりますけれど、3号委員さんの中で、この件について何かご意見ありましたら、頂戴いたしたいと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

鈴木恵理子 委員(稲沢市)

私も一応、地域審議会の委員さんは、要らないと思っております。

やはり特例法がさっきできたということで、祖父江町の方たちにはいろいろありますけど、この審議委員さんというのでも、なかなかまた選んだり、やっていく分でなかなか勉強会とかいろいろ、そういうことが難しいのではないかと思いますので、やはり議員さんたちを中心にこの辺をフォローしていっていただいて、合併をうまく推進していただくのが、一番いいんではないかと思います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

1号の副会長さん、どうですか。

それでは、祖父江町の3号委員さんのご意見も、頂戴してくれということでございます。

山内孝三 委員(祖父江町)

祖父江町としては、置いたほうがいいと思いますけど、このごろ地方制度調査会のほうで地方自治組織というものを答申で盛り込まれたんですけど、その辺の関係は、全く共通点はないのか、どんなものでしょうか。

議長(服部幸道 稲沢市長)

地域の行政の進め方について、今、国が指摘をしておる運用の問題ですね。

こうした制度が、やがて下りてきますよと。

例えば、学校問題で地域の学校としてという問題もやっておりますように、地域と学校 のかかわりとかいうことを、だんだんと下ろしてくる中でのこの審議会の問題。

今、ここに話題になっておりますのは、この稲沢市の合併をした後の行政について、地域ごとにさらに審議会を置いてということでございます、祖父江町の場合は。

私はまとめる側なので、本当はものを言ってはいけませんが、やはり皆さん方にお認めをいただいた在任特例で、60人の議員さん方がこれからの将来に向けての稲沢市のあり方について、それぞれの考え方を披瀝していただいたり、また住民の方々、共々になって進んでいただいてよかったという将来のまちづくりをしていただく議員さん方であると思いますけれど、また、それぞれ市町の行政の中には何につけるにしましても、何を決めるにしましても、それぞれ審議会を設けて今日まで、それぞれ計画立案、実施をしてみえた経緯があると思います。

そんな中で、議会については、先ほど在任特例という形でお認めをいただいたと、さらに在任特例をしていただいた上に、その地域にさらに審議会を置いたほうがいいかどうかというご意見でございます。

だから、3号委員さんとしてのご意見も、議会の議員さんの特例を認めた上でさらに審議会もあるべきだということになるのかどうか、というご意見もいただかないかんと考えておるところでございます。

どうでしょうか。

鈴村 清 委員(稲沢市)

これはちょっと廃止をしたら、どうだしらんと思うのですが。

これは、私の意見でございますが。

議長(服部幸道 稲沢市長)

必要がないんじゃないか、というご意見ですか。

鈴村 清 委員(稲沢市)

ということは、議員さんも現状どおりで、頑張ってやっていただけるので、そちらのほうで、ひとつ一遍やっていただけたら結構かなと。

古池庸男 委員(愛知県尾張事務所長)

地域審議会というのは、ご案内のように現在の協議会の中で審議をして、そこの中での 新市の建設計画をつくられるわけですね。

向こう10年間と一般に言われていますけれども、その計画が計画どおりいくかという 進行管理、あるいはその計画を変更しなければいけないという事態が生じたときに、それ を審議する機関として、これは法に基づいた審議会として、つくられておるわけですね。

問題は、建設計画が皆さんの総意に基づいて、地域としてできておれば、それの管理の あり方というのは、あえてそういう組織をつくってやる必要があるのか、あるいはどうか という議論になろうかと思うんですね。

先ほどからそれは、地域の人という言葉で言えば、地域を代表している議員の先生方が 在任特例の中で、それを少なくとも決められておる期間内については、それを担保してい くという立場にあるわけですので、それで十分対応できるのではないか、というのは二つ の市と町の見解であり、いやそうじゃない、もう少し担保して、はっきりしたものにして 位置付けたいということで、祖父江町はおっしゃってみえるんですが。

これは繰り返しになりますけれども、新市の建設計画を、実はつくる上での内容のあり方、詰め方、さらに、それの確保の現実性をどこまで担保として、補完できる機能を持たせたものによって、その建設計画がつくられておるか、ということに尽きると思います。

私は、新市の建設計画がそういう形で確実なものとして担保され、実効性を確保する一つの確実なものがあるとする確信があるならば、あえてその地域審議会というものをつくる必要はないだろう、というような気も一つはしておるわけですね。

それから、先ほどおっしゃった山内会長の地域自治組織、これは11月13日、地方制度調査会から出された中にありますけど、これはまさにそれぞれの新市の運営をどうするかという一つのあり方ですね。

地域内に区域を区切って、そうした地域自治組織をつくって、長を置いて、地域の意見を代表して、地域のことは地域で一つの単位として、判断ができるような組織をつくっていこうというものでありますので、地域審議会というのと地域自治組織というのは、基本的には性格が全く異なるものだろうというように、理解していただかなければならないかと思っております。

繰り返しになりますけれども、地域審議会というのは、そうした新市の建設計画を担保 するということでありますので、そこのところにどういう、この地域として、この協議会 として期待をする。

それを今、ここでそういうものを意思表示してつくるのか、つくらないのかということで議論をしていただくことになろうと思いますので、これから建設計画をつくることになっておりますのであれですが、そういうものを加味しながら、祖父江町は祖父江町、平和町は平和町の中で、それぞれ建設計画とみなされたものをいかに担保して実行をさせられるか、という機能を持たせるような方策を考えられたらいかがでしょうか。

議長(服部幸道 稲沢市長)

それぞれの.....、ほかに。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長) どうぞ。

山内孝三 委員(祖父江町)

これは、祖父江町だけが置いてもいいということでは、ないですか。

議長(服部幸道 稲沢市長)

いや、この協議会の中に置くという。

山内孝三 委員(祖父江町)

うちの祖父江町が置くということでは、いかんのですかね。

平和町は必要ないと言っておられるものだから、そちらは要らないところは要らない、 要るところは要るということで、いいと思いますけれども、いかがでしょうか。

事務局(大野紀明 事務局長)

地域審議会そのものについては、個別の旧の自治体ごとに置くことができます。

ただ、実際の運営上の話になってまいりますと、それぞれ議会で論議されたこと、それ を地域審議会にいちいち報告して、それがいいのか悪いのかを議論して来てもらう。

だから、議会運営上について、どうなのかなということは、ひとつ事務局としては思います。

なぜかというと、それはれっきとした法設置の審議会でございますので、新市の計画が

ありまして、例えば、稲沢市、平和町は置かないと決めたですね。

計画変更するときに、祖父江町のエリアの話が、稲沢市全体の話でどうするんだと、どっちを先に優先してやるんだという議論が、「ちょっと待ってくださいよ。審議会で聞いてきますわ。」という話が成り立たないと思うんです。

だから、そのときの新市の計画を前に行こうとしたときに、そこでバランスが崩れるといいましょうか、お話が話にならない。

一歩下がってまたするという、そういうことが現実的なこととして起こるであろう。

そんなことも思っておりますので、その辺を私ども事務局としては、新市ができたときにどう議会運営をしていくかということが、重要な話になろうかと思いますし、スムーズということになりますと、いかがかなあということを思いますので、その辺も併せてお話し合いをしていただくとありがたいと、このように思っております。

副議長(友松隆利 祖父江町長)

今、うちの祖父江町の3号委員さんから言われましたように、現在の一般の町民の方から言うと、合併についてのある意味では、不安的な要素が多分にあるわけです。

そして今、うちの議長が言いましたように、特例を使っても平成19年9月30日まで、 それ以後については、その新市の建設計画のチェック機能、そういうものが、不安がある というようなことから、今、3号委員さんも議会のほうも10年を目途に、これは置いて いただきたいという要望でございます。

従って、今日、白紙の提案ですので、一度この問題については、再度その辺についても 祖父江町は祖父江町なりに、まだ正直申し上げて、その建設計画が示してございません。

従って、具体的なものはそういう表示がないものですから、今回のところは、再度下がって検討するということで、この場は締めさせていただいたらどうか。

以上、提案申し上げます。

よろしくお願いいたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

継続協議としてほしいというご意見でございますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、この協議第5号「地域審議会の取扱い」につきましては、継続して協議を願うということとさせていただきます。

続きまして、協議第6号「一般職の職員の身分の取扱い」について、議題とさせていた だきます。

事務局の説明を。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

協議第6号につきまして、ご説明させていただきます。

37ページをお願いいたします。

一般職の職員の身分の取扱いについて

- 1 中島郡祖父江町、中島郡平成及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員は、すべて 稲沢市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合の一般職の職員の任免、 給与その他の身分の取扱いについては、稲沢市の職員との均衡を考慮して公正に取り 扱うものとする。

なお、給料については、現給を保障する。

- 3 職員定数については、合併時は現職員数によることとし、合併後に定員管理の適 正化に努める。
- 4 一般職の職員に係る職名、職階、服務、給与その他の制度については、稲沢市の制度を基本として調整の上、合併時に統一する。

平成15年12月4日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

先回の協議会におきましては、両論併記という形で提案させていただきましたが、議案の方向性等につきましても、ご承認を既に確認をいただいております合併の方式に対応した表現で整理をいたした内容でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、委員の皆さん方のご意見がいただきたいと思います。

ご質疑、ご質問はございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

天野 晋 委員(祖父江町)

この提案内容で結構かと存じますけど、どこでお願いをしたらいいのか分からないものですから、ここでお願いするわけですけど、退職手当の関係なんですけど、稲沢市は50%

近い人たちが、この10年間で退職すると、こういうふうな状況が言われております。

そうした場合に、退職組合費との関係、財政的な関連でありますけど、10年間を1回 退職組合の関係との比較、こういうものを出していただけないかと、財政的な部分ですね。

これは、当然のこととして、それらを考えられて退職組合は脱退していくと、こういう 方向がなされていると思うんですけど、そこら辺の資料をぜひ、事務局のほうで祖父江町 のほうとしては欲しいと言っておりますので、出していただきたいと思います。

これは要望であります。

基本的には、異議ありません。

議長(服部幸道 稲沢市長)

要望でございますが、事務局、お答えする資料ありますか。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

今、手元のほうにはございません。

それらにつきまして、できる範囲内のところで対応させていただきます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

それで、よろしゅうございますか。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

それでは、協議第6号「一般職の職員の身分の取扱い」につきましては、ただいまご要望もございましたが、こうした点、事務局で努力をさせていただきますが、提案させていただいております事案につきましては、お認めをいただけるかどうか。

原案の承認について、賛成の方のご意見をいただきたいと思います。

承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

ただいま、委員の皆様方のご意見のように、承認をいたします。

続きまして、「特別職の身分の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

協議第7号、39ページをお願いいたします。

「特別職の身分の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

協議第7号 特別職の身分の取扱いについて

- 1 常勤の特別職(教育長を含む。)の職員の身分の取扱いについては、稲沢市、中島郡 祖父江町及び中島郡平和町の長が別に協議して定める。
- 2 常勤の特別職 教育長を含む。)に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、 合併時に稲沢市に統一する。
- 3 非常勤の特別職に係る報酬及び費用弁償その他の取扱いについては、合併協議会で 承認された内容に基づき、合併時に調整する。

平成15年12月4日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

これにつきましても、先回の協議会のところで原案の方向性につきましては、ご承認を された内容でございますが、先回につきましては、両論併記をいたしましたので、合併の 方式に対応した表現に整理をした内容でございます。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

事務局の説明が終わりました。

これにつきまして、委員の皆様方から、ご意見がありますれば、頂戴いたしたいと思います。

ご質問ありませんか。

よろしゅうございますか。

副議長(伊藤勇夫 平和町長)

ここに今、提案しておる案件につきましては、特別職、別に協議するという項目が入っておりますので、まだ特別、私どもは協議しておりませんので、近い将来、また協議して発表させていただきたいと、このように思っております。

よろしくお願いします。

委員(吉川 昭 稲沢市助役)

これは、残任特例で稲沢市はこのまま残るんですけれども、祖父江町と平和町がこれで 失職になるということになりますので、そのことについてのことですので、一遍トップの ほうでよく協議をしていただくようにお願いをしたい。 ということは、私ども本当に心苦しいんですけれども、稲沢市長、稲沢市助役、収入役、 教育長はそのまま残って、祖父江町と平和町が失職ということですので、後の取扱いにつ いては、今、言いましたように、トップのほうでよく協議をしていただきたいと思います ので、お願いします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

今、吉川委員のほうから意見がありましたように、特別職の中でも、若いお方で役職に ついてみえる方もあります。

過去の30年の合併のときには、それぞれ助役、収入役さん方も合併されたときに、その市町の役職者に選任をされたという経緯もあります。

そんなことを慮ってのうちの吉川委員の発言だと思いますけど、そのような問題につきましては、よく副会長共々、協議をする中で、皆さん方とも協議を申し上げて取り組んでいきたいと思っておりますが、特に委員の皆さん方からご意見がありますれば、このことについて、ご発言いただければ幸いかと思います。

なければ、先ほど吉川委員のほうから話がありましたように、よく首長同士で話し合いをしながら、進めさせていただきたいと思いますが、このようにさせていただくことをお認めいただければ幸いかと思います。

よろしゅうございますか。

それでは、協議第7号の問題につきましては、皆様方のご承認をお認めいただけるかどうか、承認させていただくこととして、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

はい、ありがとうございました。

それでは、協議第7号につきましては、承認をいただいたものとさせていただきます。 続きまして、協議第8号「条例・規則等の取扱い」につきまして、議題とさせていただ きます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

協議第8号につきまして、ご説明申し上げます。 41ページでございます。

協議第8号 条例規則等の取扱いについて

稲沢市の現行の条例・規則等を適用する。

ただし、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容を踏まえて規定の整

備を行うものとする。

平成15年12月4日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

この議案につきましても、先回両論併記をさせていただいておりましたが、合併の方式 に対応しました表現に整理をしたものでございます。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

事務局の説明が終わりました。

先回から提案をさせていただいて、皆さん方に目を通していただいておりますが、ただいま事務局が説明申し上げましたことにつきまして、ご質問ございましたら、いただきたいと思います。

ご質問ありませんか、3号委員さんの方、よろしゅうございますか。

特にご意見もないようでございます。

ただいま議題となっております協議第8号「条例規則等の取扱い」につきましては、事 務局の提案どおりご承認していただいて、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

はい、ありがとうございます。

ただいまの協議第8号「条例規則の取扱い」については、ご承認をいただいたものとさせていただきます。

続きまして、協議第9号「一部事務組合等の取扱い」につきまして、議題とさせていた だきます。

事務局の説明をお願いします。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

協議第9号「一部事務組合等の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

協議第9号 一部事務組合等の取扱いについて

- 1 一部事務組合
- (1) 稲沢中島広域事務組合については、合併の前日をもって解散し、新市がその事務及 び財産を引き継ぐ。
- (2)愛知県市町村職員退職手当組合については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、 合併の前日をもって脱退する。
- (3) 尾張市町交通災害共催組合、これにつきましては、先回の提案につきましては、こ

れ以下、白紙になっておりましたが、その後調整ができまして、以下の文章でございます。

「中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する」ということで調整ができましたので、今回、その部分につきまして、表示をさせていただきました。

(4)尾張農業共済事務組合については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。

2 協議会

- (1)尾張西部広域行政圏協議会については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって脱退する。
- (2)中島地方教育事務協議会については、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の 前日をもって脱退する。合併後における関係事務の処理方法については、関係団体 と協議の上、合併までに調整する。

3 事務委託

(1) 愛知県に対する公務災害補償等認定委員会及び公務災害補償等審査会の事務の委託については、中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合が、合併の前日をもって規約を廃止する。

44ページをお願いいたします。

(2) 愛知県に対する公平委員会の事務の委託については、中島郡祖父江町、中島郡平和町及び稲沢中島広域事務組合が、合併の前日をもって規約を廃止する。

4 土地開発公社

中島郡祖父江町及び中島郡平和町が、合併の前日をもって尾張土地開発公社の設立 団体から脱退するとともに、合併までに調整の上、稲沢市土地開発公社を新市の土地 開発公社として存続させる。

平成15年12月4日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。 以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま事務局の説明が終わりました。

これに対しまして、ご意見ご質問がありましたら、お願いします。

ご質問はありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい。

野村英治 委員(祖父江町)

原案については、了承でありますが、ひとつ資料の提供をお願いしたいと思っております。

といいますのは、今回、中島郡祖父江町及び中島郡平和町が土地開発公社に移るということでありますが、その決算状況がよく分かりませんので、その資料を出していただきたいということでありますが、よろしいでしょうか。

議長(服部幸道 稲沢市長)

事務局、開発公社のそれぞれの決算の。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

決算状況ということで、決算書のほう取り寄せまして、提供させていただきます。 以上でございます。

天野 晋 委員(祖父江町)

そのことと関連するかどうか分かりませんけど、合併までに調整という表現をわざわざ ここで使っているんですけど、この調整というのは、どういうところの調整なのか、お聞 かせ願いたい。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

調整という中で申し上げますのは、いわゆるこの調整、方針案につきまして、ご検討いただきましたら、これに基づいて具体的な作業に入るという内容のものでございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしゅうございますか。

ほかに3号委員さん、何かご意見ありましたら。

今、2号委員さんのほうから、それぞれの債務の状況やいろんなことは、報告をして欲 しいという要請でございます。

それを、今、事務局のほうがお答えしたとおりでございますので、ご了解いただけますか。

(「はい」という者あり)

それでは、ただいま議題となっております協議第9号「一部事務組合の取扱い」につきましては、原案どおりご承認することとして、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

ただいま、皆さん方のご承認を 9 号につきましても、いただいたものとさせていただきます。

続きまして、協議第10号「使用料・手数料等の取扱い」について、議題とさせていた だきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

57ページをお願いいたします。

協議第10号「使用料及び手数料等の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

協議第10号 使用料・手数料等の取扱いについて

使用料・手数料については、以下の方針により調整するものとする。

- 1 受益負担の原則に則り、適性かつ応分の負担となるよう調整する。
- 2 同種の手数料については、公平性の原則に基づき、サービスと負担の水準に格差を 生じないよう原則として統一する。

同種の施設の使用料については、各施設間の均衡を考慮して調整する。

平成15年12月4日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。 以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。

それぞれ関連する資料もついておりますので、ご意見ご質問がありましたら、頂戴いた したいと思います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

天野 晋 委員(祖父江町)

特に使用料の関係なんですけど、どうしても公共性の高いような部分についてなんですけど、これは稲沢の場合ですと、どういう内容になっているか分からないですけど、運用の仕方とですね。

例えば、特に公共性の高い使用であれば、市長の判断に基づいて減免の対象にするとか、 そういう形になっておればいいですけど、私どもとしては、公共性の高い使用については 減免をお願いしていきたいと考えておりますので、その辺の内容について事務局で整理し てあれば、お聞かせ願いたいと思います。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

ここで、使用料、手数料の取扱いでございますが、基本方針につきまして、お願いをしているものでございます。

具体的な内容につきましては、来年1月、各種事務事業という項目のところで、具体的にその事務事業に関連する項目の中で、使用料、手数料につきましては、出てくる予定になっております。

また、その中でご協議をいただくと同時に、具体的な内容を示させていただく予定になっております。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしゅうございますか。

今日は、ついておる資料は資料ということで、さらに機会をとらえては、説明していく ということですね。

お聞きのとおりでございますが、ほかに委員の皆さん方から、ご質問はございませんか。

天野 晋 委員(祖父江町)

具体的なお願いを、次のときに出るという話ですので、具体的に今のうちにお願いしておきたいと思いますけど、義務教育活動における使用については、ぜひ、特別なお取扱いをお願いしたいと要望しておきます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

今、要望の中身は分かりましたか、事務局。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

関係部分が出てまいりますので、そのときにまた、ご協議をお願いいたします。

それと、もしお分かりであれば、具体的にこういうものとこういうものというふうにお示しをいただければ、再度、私どものほうは、チェックをさせていただきます。

例えば、61ページ、62ページでございますが、使用料で申し上げますと、一番左側のところに、合併協定項目というふうに書いてございます。

この協定項目というのが、いわゆる事務事業のタイトルになってございますので、この 事務事業の項目のときに、右側に書いてございます部分につきましては、協議を順次いた だくという内容になってございます。

議長(服部幸道 稲沢市長) よろしゅうございますか。 細部に渡っての.....。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長) どうぞ。

天野 晋 委員(祖父江町)

精査いたしまして、うちの事務局のほうから合併事務局のほうに要望として出しておき ますので、よろしくお願いします。

事務局(渡辺義憲 事務局次長) 分かりました。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ほかの委員さん、よろしゅうございますか。

ただいま議題となっております協議第10号につきましては、皆さんにお示しをしていただいておる事項につきまして、承認をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

第10号の使用料・手数料の取扱につきましては、ご承認をいただいたものとさせていただきます。

引き続きまして、協議第11号「諮問機関等の取扱い」につきまして、議題といたします。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

69ページをお願いいたします。

協議第11号「諮問機関の取扱い」につきまして、ご説明申し上げます。

協議第11号 諮問機関の取扱いについて

- 諮問機関等については、稲沢市に統一の上、簡素で効率的な組織となるよう実態を考慮 して整備する。

ただし、稲沢市に設置されていない諮問機関等については、同様にそのあり方を調整の上、合併後に設置する。

- 1 諮問機関等の設置
- (1) 行政委員会(委員)及び法令に基づく付属機関については、合併時に統一する。
- (2) その他の諮問機関等については、設置目的によりそのあり方について調整をする。 同種または類似の諮問機関については、合併時に統一(集約)する。 既に設置目的を達成した諮問機関等については、合併までに廃止をする。
- 2 諮問機関等の委員構成
- (1) 合併により、委員構成について地域性を配慮する必要がある諮問機関等については、 必要に応じて委員定数の見直しを行う。
- (2)その設置目的に照らし選出区分を考慮する必要がある諮問機関等については、必要に応じて選出区分の見直しを行う。
- 3 合併に伴い改選すべき委員の人選については、市町の長が別に協議して定める。 平成15年12月4日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。 以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、協議11号「諮問機関等の取扱い」について、事務局の説明が終わりました。 これに対しまして、ご意見ございましたら、頂戴いたしたいと思います。

ご意見、ご質問はありませんか。

3号委員さん、よろしゅうございますか。

ご質問もないようでございますので、ただいま議題になっております協議事項「諮問機関等の取扱い」につきまして、原案のとおり承認することといたしたいと思いますが、ご 異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしの声もございますので、ご承認をいただいたものとさせていただきます。 続きまして、協議第12号「補助金・交付金等の取扱い」につきまして、議題といたし

ます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

協議第12号「補助金・交付金等の取扱い」について、ご説明申し上げます。 81ページをお願いいたします。

協議第12号 補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等は、従来からの経緯、実情等に配慮しながら、原則として次の区分により調整するものとする。

- 1 同一又は同種の補助金等については、その目的及び効果に照らして適正切な水準に 統一する。
- 2 稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町に独自の補助金等については、新市全体 の均衡を保つように調整する。
- 3 類似目的の補助金等については、統合の方向で調整する。
- 4 既に目的を達成した補助金等については、廃止及び縮減の方向で調整する。 平成15年12月4日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。 以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、事務局のほうから、協議第12号「補助金・交付金等の取扱い」についての 方向付けを説明させていただきました。

委員の皆さん方のご意見、ご質問を頂戴したいと思います。

野村英治 委員(祖父江町)

この補助金、交付金についても、先ほどの手数料と同じように、詳細については後から 行うということで、そういう理解でよろしいでしょうか。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

この方針に基づきまして、調整を進めさせていただきまして、それぞれ事務事業に関連 する補助金交付金という協定項目の中で出てきますので、必要に応じて協議をいただくと いう内容でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしゅうございますか。

ほかの委員さん方、いかがでしょうか。

細かい補助金の項目も随分と上がっておりますので、またこれは順を追って、先ほどの野村委員さんのご質問にお答えしたように、順次、掘り下げ調整をしていくということになろうかと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

はい、ありがとうございました。

それでは、協議第12号「補助金・交付金等の取扱い」につきましては、事務局の原案 どおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

ご異議もないようでございますので、原案どおり承認することといたします。

続きまして、協議第13号「町名・字名の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

協議第13号につきまして、ご説明申し上げます。

9 1 ページをお願いいたします。

協議第13号 町名・字名の取扱いについて

- 1 稲沢市における町の名称及び区域は、現行のとおりとする。
- 2 中島郡祖父江町及び中島郡平和町における字の名称については、「大字」「字」を削除するとともに、大字名を町名とする。

なお、区域については、現行の字の区域のとおりとする。

平成15年12月4日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。 以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、事務局が説明いたしました協議第13号「町名・字名の取扱い」につきまして、皆さん方のご意見ございましたら、頂戴いたしたいと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長) どうぞ。

柴田隆史 委員(平和町)

合併方式の中に書いてありますように、「各市町の歴史・伝統・文化やまちづくりの歩みを互いに尊重し」と書いてあります。

平和町も100年の歴史があります。

平和町が消えるということは、少し住民に対してどのように説明していいか、私自身も 分かりません。

そして、もう一つは新市の名称を公募し、来年1月にそれが決定するということですから、そのときでもいいと思いますので、次回まで少し考えさせていただきたいと思っておりますが。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、3号委員さんの柴田さんのほうから、まだ市名の問題もこれから進めていくと、その結果を踏まえて、町名、字名の問題は進めたらどうだというご意見でございます。 何かほかに。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長) はい。

内藤和秀 委員(稲沢市)

これは、事務局にお尋ねしますけど、私ちょっと今のお話とは違うように思うんですが、 ちょっとお聞きします。

9 4ページに調整方針というふうに書いてありまして、たまたま文面が稲沢市になっておるけれども、例えば調整方針のところで、例としまして、「稲沢市 町」これが新市の名前になって、「 市何々町」ということで、町名が変わらないよと、こう言う意味に解釈しておるんですが、違ったら教えてください。

例えば、祖父江町の場合は、新市名が来て、それで……。 あ、そうか祖父江町がなくなるのか、ごめんなさい。 私がうっかりしておりました。平和町も一緒ですね。 ご無礼しました。はい、分かりました。 議長(服部幸道 稲沢市長) ほかに。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長) どうぞ。

野村英治 委員(祖父江町)

やはり、今の3号委員さんの言われるように、それでも遅くないのではないかと、私も 思うんですが、事務局サイドでどうでしょうか。

事務局(大野紀明 事務局長) 遅くはございません、はい。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、委員さん方もご発言をされておりますが、町名、字名につきましては、協議 継続という形で進めさせていただいて、よろしゅうございますか。

3号委員さん、よろしゅうございますか。

それでは、この字名、町名の取扱いにつきましては、継続協議とさせていただくことで ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、ありがとうございます。

それでは、この部分につきましては、引き続いて協議をしていただくと。 続きまして、協議第14号「慣行の取扱い」について、議題といたします。 事務局の説明を願います。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

協議第14号につきまして、ご説明申し上げます。 資料97ページをお願いいたします。

協議第14号 慣行の取扱いについて

市章、市旗
合併時に制定する。

- 2 市民憲章、市の花・木等、市の歌、各種宣言 現行の制度を廃止し、合併後、新市において市民憲章、市の花・木等、市の歌、各 種宣言を制定する。
- 3 名誉市民制度 現行の制度を廃止し、合併後、新市において名誉市民制度を制定する。
- 4 表彰制度

現行の制度を廃止し、合併後、新市において表彰制度を制定する。

なお、現各市町の表彰者は、新市に継承する。

なお、現名誉市民は、新市に継承する。

平成15年12月4日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。 以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

事務局の説明が終わりました。

この案件につきまして、ご意見がありましたら頂戴いたしたいと思います。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

どうぞ。

天野 晋 委員(祖父江町)

市民憲章とか市の花、木等は、当然、新市において制定するということになると思うんですけど、事務局として事前にこの協議会の中で協議しないと、すぐに協議せずに、新市の議会なら議会で協議を重ねて決めるのか、そうじゃないでしょう。

この中では、一定のことは決めておかんと、なかなか始まらんと思うんですけど。

事務局(大野紀明 事務局長)

今、天野委員のほうから、この協議会の中でということでございますが、新しいことに ついて、合併後、新市において市民憲章、市の花というのは、決めたほうがいいというこ と。

といいますのは、これは条例制定の問題が出てきますので、一定の方向といっても、この中で、なかなか今、稲沢市もございますし、祖父江町もございますし、平和町も実はあるんですね。

それをどうするんだということを、ここで議論をするというよりも、新しい議会の方と

もお話し合いながら、進めたほうがベターであるということで、このように合併後に新市 において、それぞれお話し合いをさせていただくという考え方でありますので、ここでな かなか結論出ないと思うんですよね。

それぞれの町長さんがおみえになりますし、議員の先生方もみえますけれども、そこで決めて、新しくなったときに、どうなっちゃうんだということになりますので、これはやはり、新しくなった体制の中でやっていただくということが望ましいと思いまして、このように書いてありますので、お願いをいたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

先ほど、市の名前の問題もありましたように、それにまつわってさらに協議をしていかなければいけない事項、今日の各項目にまたがる部分がありますけれど、今日、この場で承認をしていただく部分は、これから引き続いて審議をしていきますという承認なのか、この場で方向付けをしてほしいという話なのか、そこら辺の解釈をきちっとしていただいて、次の機会にでも、こうした項目、新市の名称の問題にまつわる部分、関連する部分は、再度協議をしていただかなければいけないことになる部分の整理がされずに、これ一つずつ詰めていけば、みんなこの問題にかかわると思うんですけど。

事務局、ここでこのまま……。

事務局(大野紀明 事務局長)

それぞれ今、基本方針的なことも決めさせていただきました。

それで、例えば、今、細かいお話があったわけでございますが、基本的には受益者負担 に沿って調整しますよと、その調整の度合いがどうなのかということが、やっぱり出てく ると思うんです。

その基本方針は、あくまで受益者負担でいきますよと、それが合意できるかできないか、 という問題がございます。

それぞれの方針を決めていただいた。

もう一つは、補助金だとか交付金というのは、非常に大きな問題だと思うんです。

基本的には統一していくんだけれども、統一のできない部分はたくさんあると思うんで すよ。

各種団体はそれぞれ持っておりますので、それらのところもありますので、そういうことを含めて、方針的に事務局でそれぞれの調整案をつくりながら、また皆様方にお示しする。

基本的には、この協議の事項について根本的なことが書いてございますので、それらについて、私どもはこれから作業を進めますので、そのことでご理解が賜りたいので、よろしくお願い申し上げます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

慣行の問題についても、ここに掲げておる事項をこれからさらに掘り下げて、協議を進めさせていただきますよという。

ここで承認をいただいたから、このように承認いただいたから、このまま進めますよということではないですね。

副議長(友松隆利 祖父江町長)

今の慣行の取扱いの中で、2、3、4はいいのですが、市章と市旗については、合併時 に制定するということになっておるから、今、天野議員は合併ということであれば、この 協議会の中で、当然市の名前が決まらなければ、これは決まってこないと思うんですが。

ですから、この協議会の中で、この17年の3月1日ですか、これに間に合うように協議会の中で制定していくんではないですか、という質問じゃなかったですか。

そういう意味でしょう。

ですから、これでいうと、1番だけの問題については、合併時に制定するんだから、この協議会の中で、その協議を公募するなり、先ほどの話でそういう方法を取らないと、間に合わないんじゃないですかということを質問されていますから、事務局、そのお答えをお願いいたします。

事務局(大野紀明 事務局長)

すいません、ちょっと勘違いをいたしまして、2番以降の話をしてしまいました。

ここであります、祖父江町長からご指摘があったとおり、市章と市旗について、これは 合併時に制定するということになっておりますので、この件については、この協議会の中 で決めていただいて、それぞれ具体的な方法等について、またご協議をしていただきなが ら、合併時には間に合わせていくという考え方、基本的な考え方でございますので、よろ しくお願いいたします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ほかに、慣行の取扱いについて、ご意見、ご質問ありますか。

ご質問もないようでございますが、協議第14号「慣行の取扱い」につきましては、事務局が説明申し上げましたとおり、進めさせていただくことを承認して、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

はい、ありがとうございました。

ただいま議題となっております第14号の議題につきましては、原案どおり承認するこ

とといたしました。

続きまして、協議第15号「行政区の取扱い」につきまして、議題といたします。 事務局、説明をしてください。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

協議第15号、107ページをお願いいたします。

協議第15号 行政区の取扱いについて

非常勤特別職としての区長制度は存続する。ただし、公達員制度は廃止する。

区長の職務については、以下のとおりとする。

- 1 区民の意見のとりまとめに関すること
- 2 土木事業促進に関すること
- 3 市行政の連絡事務に関すること
- 4 広報等文書の配布に関すること
- 5 その他市長が必要と認めること

また、区長の報償費及び配布手数料については、合併時に統一する。

なお、区長制度については、地域住民の自主的な組織の活用も視野に入れ、合併後に見直しを図ることとする。

平成15年12月4日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。 以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま議題となっております、第15号「行政区の取扱い」につきまして、事務局の 説明が終わりました。

これに対しまして、ご意見ございましたら、いただきたいと思います。

ご質疑は、ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

内藤和秀 委員(稲沢市)

この公達員制度は、廃止するということになっておるんですが、このことについて、ちょっと事務局のほうから説明をいただきたいんですが。

なぜそういうふうにしたほうがいいというふうなことになったのか、お願いします。

総務部会会長(大木和也 稲沢市総務部長)

ただいまのご質問について、ご答弁をさせていただきます。

公達員制度につきましては、稲沢市のみ実施をしておる内容でございます。

この件につきましては、祖父江町、平和町につきましては、文書の発送授受等につきま しては、区長さんを通じて行ってみえるわけであります。

稲沢市におきましても、当時、区長を通じてお願いをいたしておったわけでありますが、 区長の業務が多いという中で、公達員制度を設置して今日にきておったわけであります。

しかしながら、実際の状況を見てみますと、約6割強の地域におきまして、区長と公達 員が兼務されるという実体もございます。

こうしたことから、今後、統一をさせていただきまして、公達員制度を廃止する中で区 長制度の中で、それぞれ区長さんにお願いするわけでありますが、文書発送をされる場合 に、区長自ら行われておるわけではなくて、どこの地域でもやはり組長さん等を通じて行ってみえることが実情でございます。

こうした制度を利用していただくということで、区長制度に統一をさせていただいたものでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

内藤和秀 委員(稲沢市)

趣旨はよく分かりました。

確かに、稲沢市の場合60%ぐらいだろうと思います。

公達員制度を現実に行っているところもあると、こういうことでありますが、細かいことを言って恐縮でありますが、この公達員に対する報酬の支払いなどありましたが、これはまた後で出てくるのかどうか、よく分かりませんけれども、これもカットするという方向で検討をしておると、こういうことで理解してよろしいですか。

総務部会会長(大木和也 稲沢市総務部長)

ただいまのご答弁につきましてでございますが、区長制度と公達員制度につきまして、 稲沢市におきましては、公達員には報償費、配布手数料、こうしたものをお支払いさせて いただいております。

今回、区長制度に統一することによって、その業務が区長さんを通じて配布されるということで、それも含めての取扱いであります。

なお、祖父江町、平和町については、当然これらを含めて区長さんのほうに手当てが現 実にお支払いをされておるということで、この内容について制度統一化をさせていただこ うと、このように考えておるものでございますので、よろしくお願いします。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ほかにございませんか。

3号委員さん方、よろしゅうございますか。

ご質問もないようでございますが、この行政区の取扱いにつきまして、ご質問ございま したら、さらに頂戴いたしたいと思います。

ないようでございますので、ただいま協議第15号につきまして、事務局が原案どおり 示しておりますように、ご承認させていただいてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、協議第15号「行政区の取扱い」につきましては、原案どおり承認することといたします。

続きまして、協議第16号「公共的団体等の取扱い」につきまして、議題とさせていた だきます。

事務局から説明をしてください。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

協議第16号、113ページをお願いいたします。

協議第16号 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情を尊重しながら調整に努める。

- 1 事業目的が各市町に共通する団体
- (1) 一体性を保つため、できる限り統合に向け調整に努める。
- (2) 国、県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに調整する。
- 2 独自の事業目的を持つ団体

原則として、現行のとおりとするが、独自性を尊重しながらそのあり方について調整に努める。

平成15年12月4日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。 以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

事務局の説明が、終わりました。

これに対しまして、ご意見ご質問がございましたら、頂戴いたしたいと思います。 1 1 6 ページに公共団体のそれぞれの対象も網羅されておりますので...。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

どうぞ。

野村英治 委員(祖父江町)

このことについては、団体ごとにあると思うものですから、その中で多分、話し合いを されると思うんですが、いかがでしょうか。

ここでほとんど決まるわけではないのではないか、と思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長(服部幸道 稲沢市長)

事務局、この取扱について。

事務局(大野紀明 事務局長)

公共的団体、今の野村委員さんからお話がありましたように、確かにそのとおりでございまして、一本化できるようにと、この基本方針のところで一体性を保つため、できる限り統合に向けて調整すると。

それぞれ団体の長の方がみえますので、今まで活動的にやってみえたところですね。

一本でいこまいという話になれば、それはスムーズですけれども、時間を置いて、向こう何年かには調整しましょうかと、いろんな話が出てこようかと思います。

これは、ここの協議会でどうだ、こうだという話で、各団体の方にこういう公共的な団体の取扱いについて、新市ではこのように取り扱っていきたいと、いかがでございましたでしょうかというお話から始まって、一つにまとまることもありましょうし、時間をたってまとめられる場合があろうかと思いますが、それは団体のケースバイケースによってくるのではなかろうかと、このように思っております。

ここに掲げてありますのは、極力そのように向けて調整に努めますが、まとまらない場合はまとまらないで、やむを得ない事態もあろうかと思います。

以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長) ほかに。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(服部幸道 稲沢市長)

はい、どうぞ。

鈴木恵理子 委員(稲沢市)

補助金に関しての、じゃあ始まりといいますか、金額の調整等は17年の4月からというわけではないんですね。

それは各団体で、不揃いになるという形でよろしいでしょうか。

事務局(大野紀明 事務局長)

まさしく、私が先ほどお話ししましたけれども、額の問題というのは当然出てまいりましょうし、いわゆる公共的な活動についてどう取り扱うのか、そこのことがあろうかと思います。

その活動を縮小してどうなるかということが、今までの団体、団体によって活動が違う と思うんですよね。

それを、市全体としてどう考えましょうかと、そこに行き着くところにいろんなその時間的な余裕があろうかと思いますので、今ここで私どもが保障しますとか、そういうことはできませんので、極力1本にしていただくということが前提ですね。

その場合に、できなかったらどうするのということでの話し合いを、今後させていただくということになりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

議長(服部幸道 稲沢市長)

よろしゅうございますか、ほかに、ご意見ありませんか。

ご意見もないようでございますが、ただいま議題となっております「公共的団体等の取扱い」につきまして、事務局が示しております原案どおり承認することといたして、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

ご異議もないようでございますので、原案どおり承認とすることといたしました。 以上で予定しております協議事項は、すべて終わりましたので、新市の名称公募につき まして、必要な補正予算につきまして、議題とさせていただきます。

事務局、資料を配布してください。

(資料配布)

議長(服部幸道 稲沢市長)

それでは、協議第17号「平成15年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会補正予算(第1号)」につきまして、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(渡辺義憲 事務局次長)

協議第17号につきまして、ご説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

協議第17号 平成15年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会補正予算(第1号) 平成15年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ780千円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ36,670千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成15年12月4日提出 稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会会長 服部幸道。

この補正につきましては、先ほどご決定をいただきました公募に伴う費用を補正をする ものでございます。

資料のほうはちょっと飛びますが、最後のページでございますが、先に歳出のほうから 説明をさせていただきます。

8ページでございます。

歳出 1 款 協議会費、2項 事業費、2目 協議会だより発行費、今回、65 千円の補 正をさせていただきます。

これにつきましては、需要費、印刷製本費でございます。

3目 広報広聴事業費ということで、今回、公募に伴います『協議会だより』の郵便料ということで、役務費、通信運搬費 715,000 円の補正をさせていただくものでございます。

次、7ページでございますが、これに伴います歳入の充当財源でございますが、2款 県支出金、1項 県支出金、1目 県補助金712,000円。

これにつきましては、県のほうから平成15年度市町村合併研究啓発事業費補助金という形で、もう既にいただいております。

これとさらに下でございますが、3款 諸収入、1項 諸収入、1目 諸収入、68,000 円でございます。

これにつきましては、稲沢市・祖父江町・平和町合併検討協議会の余剰金を繰り入れております。

これら、先ほども申し上げました県補助金の 712,000 円、諸収入 68,000 円等を充当させていただきまして、今回の補正をするものでございます。

以上、簡単にご説明を申し上げました。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、お断り申し上げましたとおり、新市の名称公募につきまして、必要な協議を 第17号として事務局のほうから、平成15年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会補 正予算として、提案説明をさせていただきました。

これにつきまして、ご意見、ご質問がございましたら頂戴いたしたいと思います。 ご質問ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

はい、ありがとうございます。

異議なしの声もございますので、ただいま提案をさせていただきました協議第17号「平成15年度稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会補正予算(第1号)」につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

ご異議もないようでございますので、協議第17号「平成15年稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会補正予算(第1号)」につきましては、原案どおり承認することといたしました。

それでは、次に提案事項に移らせていただきます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

それでは次に、提案事項に移らせていただきます。

提案第1号「国民健康保険事業の取扱い」につきまして、議題とさせていただきます。 事務局の説明を求めます。

事務局(奥田康生 事務局主幹)

本日、提案をさせていただく案件は、2件でございます。

提案でございますので、本日は提案させていただくだけにとどめて、次回に協議をさせていただきたいと思います。

提案第1号、朗読をさせていただきます。

国民健康保険事業の取扱いについて

稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で、差異がある国民健康保険事業については、 次のとおり取り扱うものとする。

1 国民健康保険税の税率・税額については、合併年度は、合併前の市町による不均一 課税とし、翌年度以降は、稲沢市の税率・税額を基に応益割合(均等割及び平等割に よる課税の割合)を45%以上とする税率・税額を算定の上適用する。

ただし、現中島郡祖父江町域については、平成17年度から平成21年度までの5年度間、不均一課税を実施し、税負担の急激な変化を段階的に調整するものとする。 また、国民健康保険税の本算定月及び納期数については、平成17年度から稲沢市の制度に統一する。

- 2 保険給付については、稲沢市の制度に統一する。
- 3 人間ドック事業のうち、検診方法及び項目については、1市2町で現在行っている 方法を参考に受診者が選択できる制度とする。

なお、受診者負担額は、3割とする。

- 4 国民健康保険事業基金については、合併時までに適正な基金保有額を積み立てるように努力し、新市に引き継ぐものとする。
- 5 国民健康保険特別会計繰入金については、不均一課税に伴う合併時の緩和措置による繰入金を除き、稲沢市の繰入金基準とする。
- 6 国民健康保険運営協議会の委員定数及び構成については、稲沢市の例による。 ただし、合併後当分の間、被保険者を代表する委員の選出については、地域性を考慮し、決定する。

はねていただきまして、126ページ、提案理由でございます。

- 1 国民健康保険税の税率・税額については、新市の国民健康保険事業の公平かつ適正な運営に必要な負担を国民健康保険加入者に求めることが国民健康保険税の目的税としての趣旨であるが、税負担の急激な変化を緩和することが必要なため不均一課税とするとさせていただいたものでございます。
- 2 保険給付については、県内他市の現状に照らして適正な水準とするために提案をさせていただいた。

- 3 保健事業(人間ドック)については、適正な負担を求めつつ、国民健康保険加入者の健康の増進を図るために、このような提案をさせていただいた。
- 4 国民健康保険事業基金については、新市の国民健康保険事業の健全かつ適正な運営 を図るために、このような提案をさせていただくものであります。
- 5 国民健康保険特別会計繰入金については、新市の国民健康保険事業の健全かつ適正な運営を支援するために、このような方針を決定させていただいたということであります。
- 6 国民健康保険運営協議会については、効率化を図りつつ、地域の実情を適正に新市の国民健康保険事業の運営に反映させるための提案でございます。

資料127ページ、128、129、130ページまでが、国民健康保険税に関する法律と、地方税法の条文が記載されてございます。

131ページをご覧ください。

まず、最初に現況と、右のほうに調整方針が書いてございますけれども、税率、税額及 び税の減額の現況については、この表のとおりでございます。

国民健康保険については、加入者の方の利用に対して給付を行うものでございまして、 当然のことながら加入者からいただく保険税と、国や県からの補助金として、一般会計からの繰入金等で賄われておるわけでありまして、事業を安定かつ適性な実施ができる水準に保険税を統一するというふうなことを考えまして、調整をさせていただいた結果、右の調整方針のとおり、稲沢市の税率、税額を基に応益割合を45%以上とする税率、税額にするということでございます。

応益割合と申しますのは、税率、税額のところに書いてございます均等割りと平等割の 額ということでございます。

そして、その下でございますけれども、現中島郡祖父江町区域については、平成17年度から21年度まで5年間、不均一課税を実施し、税負担の急激な変化を段階的に調整するものということでございまして、特に、その下に書いてございますが、税の減額、特に所得階層の低い世帯に対して、均等割及び平等割の課税額を7割、5割又は2割の軽減というふうな方針を打ち出しておるものでございます。

その下、納期数及び本算定月につきましては、17年度から稲沢市に統一をするという ことでございます。

その下の保健給付については、療養給付費等については法律どおりでございますけれど も、条例に定めるところの葬祭費が1市2町異なってございますので、これは稲沢市の保 険給付とするという調整案でございます。

はねていただきまして、132ページ、保険事業。

国民保険事業は給付の事業だけではなくて、保険事業も行っているわけであります。

それぞれこの表にありますとおり、1市2町でそれぞれの保険事業が行われておるわけでありますけれども、右の調整の方針のところにつきましては、検診項目については、稲

沢市の例を基本に脳ドックも受診可能とし、ほかにはオプション選択とし、費用は自己負担とする。

負担額は3割自己負担、対象者の年齢制限は行わない、実施方法については1市2町で行っている方法を選択できるものとして、より利用しやすい態勢をとっていくという提案でございます。

その下でございますけれども、133ページ、国民健康保険事業基金につきましては、1市2町同種の基金でございますので、合併時に統合させていただき、新市に引き継ぐという方針が既に出されております。

このため、調整の方針に書いてございますように、将来の国民健康保険事業の運営を健全なものにしていくために、調整内容としては、合併年度前3カ年間の保険給付に要した費用、老人健康保険拠出金及び介護納付金の年間平均額の5%を基金として積み立てるように努力をしようという調整内容でございます。

続いて、その下の繰入金についてでございますけれども、法定外繰り入れが、現在、平成 1 5 年度の当初予算で、稲沢市においては 86,350,000 円、祖父江町においては 103,884,000 円、平和町においては 28,968,000 円ということでございますけれども、加入者以外の方の公費の抑制をしていくという本来の利用目的とするために、改めてここに右のところに書いてございますが、基準を定めるというものでございまして、法定外繰り入れは、均一課税に伴う合併時の緩和措置による繰入金を除いて、稲沢市の繰入金基準とするとさせていただいているものでございます。

その下の、国民健康保険運営協議会については、調整の方針として、委員数は稲沢市の 委員定数とする。

合併後、等分の間は、被保険者を代表する委員の選出については、地域性を考慮して決定をするという調整方針でございます。

はねていただいて、134ページ、先進事例。

そして、135ページについては、先ほど申し上げました医療費等に対する収入の内訳でございまして、この点については、国、県支出金は白い部分でありますけれども、これは1市2町変わらないわけでありますが、真ん中の斜線の部分、一般会計繰入金基金及び繰越金の額によって、保険税の総額が変わってくるという状況がここに示してございます。

はねていただきまして、136ページについては、合併住民懇談会のときにもお示しを させていただきました1市2町の所得モデル別比較表、平成15年度現在ということの表 が掲げてございます。

以上、説明を終わります。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、事務局の提案説明が終わりました。

これに対しまして、ご意見ございましたら頂戴いたしたいと思います。

この取扱いにつきましては、今日は提案させていただいて、次回に協議をいただく運びとなっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、提案第2号でございますが、「介護保険の取扱い」について、議題とさせていただきます。

事務局の説明を求めます。

事務局(奥田康生 事務局主幹)

説明をさせていただきます。

提案第2号「介護保険事業の取扱い」について、朗読をさせていただきます。

介護保険事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 介護保険事業計画については、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町の現計画を引き継ぎ、新市において所要の見直しを行うものとする。
- 2 第1号被保険者の介護保険料については、平成17年度から稲沢市の保険料に統一 し、保険料の賦課及び納期については、稲沢市の制度に統一するものとする。
- 3 介護保険給付費準備基金については、合併時に統合する。
- 4 介護認定審査会については、地域の実情を反映できるよう見直しを行うものとする。

はねていただきまして、139ページ、提案理由でございます。

- 1 介護保険事業計画については、合併時から平成17年度末までは稲沢市の現計画が 効力を有するため、祖父江町及び平和町の計画を踏まえて、適切な見直しを図るもの とするということでございます。
- 2 介護保険の保険料は、負担の公平の観点から、一保険者においては一つであることが原則であるため、第1号被保険者の介護保険料は、均一賦課によることとし、現行の稲沢市の介護保険料を適用するものとする。

ただし、平成18年度以降の保険料については、新市において設定をする。

- 3 介護保険給付費準備基金については、同種の目的基金であるため、合併時に統合するものとする。
- 4 介護認定審査会については、地域の実情を制度の運用に反映できるようにするため に適切な組織の見直しをするということが、提案理由でございます。

はねていただきまして、140ページにつきましては、介護保険法の条文が掲載してございます。

141ページは、現況と調整方針が書いてございます。

介護保険事業計画においては、3年間の計画が現在生きておりまして、平成15年度から17年度の期間中でございます。

平成18年度からは、新たな計画が策定されるということで、調整方針といたしましては、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町現計画を引き継ぎ、新市において所要の見直しを行うものとするということでございます。

次に、介護保険料につきまして、第1号被保険者、65歳以上の方でありますけれども、 現況は月額それぞれ1市2町の月額の保険料が掲げてございます。

これにつきましては、先ほども申し上げましたが、1保険者1保険料が原則でございますので、平成17年度から稲沢市の制度に統一をさせていただくものでございます。

その下、介護給付費準備基金につきましては、それぞれ余剰金を現在、基金に積み立て てございまして、それぞれ1市2町の現在高はここに掲げてございますとおりでございま す。

調整方針としては、同種の目的基金であるために、合併時に統合し、新市に引き継ぐものとするということでございます。

一番下でございますけれども、介護認定審査会につきましては、現在委員の定数がここに書いてありますとおりでございまして、このことにつきましては、地域の実情を制度の運用に反映できるよう、見直しを行うということという調整方針でございます。

はねていただきまして、142ページ、143ページにおきまして、介護保健の状況、 平成14年度決算でございますけれども、一覧表をお示しさせていただいております。

144ページにつきましては、先進事例を掲載させていただいております。

参考にしていただきますよう、お願いを申し上げます。

以上、提案申し上げました。

議長(服部幸道 稲沢市長)

「介護保険事業の取扱い」につきまして、説明が終わりました。

この内容につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、いただきたいと思います。

これも次回に協議を煩わす事項となっておりますので、よろしくお願い申し上げたいと 思います。

今日、提案をさせていただいた点は2件ございますが、それでは、次に移らせていただきます。

事務局、何かありますか。

次回の開催予定等の説明を事務局でお願いします。

事務局(奥田康生 事務局主幹)

145ページでございます。

「合併協議会開催予定について」ということで、第7回協議会、日時、平成16年1月9日、金曜日、午後1時30分から4時30分、場所は、この稲沢市市民会館小ホールでございます。

内容については、お示し申し上げておる予定のとおりでございます。

第8回協議会につきましては、日時が、平成16年1月31日、土曜日、午後1時30 分から4時30分、場所は、祖父江町総合センター研修室で予定をいたしております。

内容につきましては、ここに掲載をさせていただいたとおりの予定でございます。 以上でございます。

議長(服部幸道 稲沢市長)

ただいま、次回の合併協議会開催予定について、事務局のお願いを申し上げました。 ほかにご意見やご質問がございましたら、この際、いただきたいと思いますが、委員の 皆さん方、特にございましたらご発言願います。

ご意見もないようでございますので、今日はこの程度でとどめさせていただきます。 ありがとうございます。

合併協議会の開催予定につきましては、先ほど事務局が説明させていただきましたよう に、務めてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、第6回の会議をこれで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

事務局(大野紀明 事務局長) どうもありがとうございました。

午後4時45分閉会

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名捺印する。

平成15年12月24日

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会

議	長	服	部	幸	道	ED
議事録	署名者	Щ	田	武	夫	印
議事録	署名者	片	Ш	柚 身	€子	ED